H-20098 令和2年9月15日 原子燃料工業株式会社 熊取事業所

## 熊取事業所第3次設工認 コメント対応整理、補正申請書反映状況表 (R2/09/15)

## ○9月10日コメント

第3次設工認(第4回補正)事実確認事項(個別事項)

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
6-1	る安全機能を仕様表で明確にすること。 今後申請予定の安全機能については、仕様表又は図面等 に認可を受けようとする設計仕様(名称、種類、容量、	本申請の各仕様表について、次回以降申請する安全機能について 記載しているもの、本申請で安全機能を確認し、次回以降の申請で一部の安全機能を確認するもの、工事の方法について記載しているもの、該当しない理由について記載しているもの、位置、構造・強度、機能・性能の全てを認可対象として申請するものを色分けして示したものを資料 6-1 に示す。	資料 6-1	_
6-2	・本申請に係る設備機器について、安全機能の一部を分割し次回以降申請する場合、本申請と次回以降申請する安全機能を明確にすること。また、次回以降、仕様表をどのように作成するのか、仕様表作成の考え方を整理して説明すること。		_	_
6-3	●P454~「添2表1-3-1 第1加工棟各部位が有する安全機能」について、第11条内部火災のうち、火災区域として考慮されていない屋根に求められる火災時の安全機能について、許可された加工施設としての技術基準に基づく仕様を整理して説明すること。 【追加情報】原子力発電所の内部火災影響評価ガイドでは、屋根を評価対象としていません。	生時の屋根に求められるその他の安全機能について、資料 6-3 に整理する。	資料 6-3	_

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
6-4		①-1 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止して管理。 ①-2 加工施設の建物は、鉄筋コンクリート壁、鉄扉等堅牢な障壁を有する構造とする設計。 ①-3 管理区域の出入口で、人の出入りを常時監視する管理。 ①-4 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する管理。 ② 敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する管理。 ③なお、第1加工棟には、不正アクセス防止措置の対象となる加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムはない。 と整理している。 このうち、立入制限区域、出入り管理設備、爆発性又は易燃性を有する物件の不正持込みについての具体的な設計は以下となる。 立入制限区域:周辺監視区域境界にフェンス等の障壁を設けるか、又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限するとともに、加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視する。(保安規定第46条第2項、第46条の2(1)出入り管理設備:施錠、侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入等防止設備を設置し、管理区域への人の出入りを監視する。 爆発性又は易燃性を有する物件の不正持込み:		
6-9	C 1 M/4 H 3	設工認申請書 P. 576 の(6) に説明を記載。 線材の断面検定に必要な部分だけを使用しており、新旧で影響のないことを確認している。	_	_

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
6-6	1 11 11	第1加工棟の仕様表「火災等による損傷の防止」に設置する消火器の員数		

資料Q6-1				
	表	表へ-2-1 第1加工棟 仕様		
	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け) 平成・18・10・31 原第 30 号(平成 19 年 6 月 1 日付け)		
許可との対応	施設名称	第1加工棟 第1加工棟 避難通路 第1加工棟 非常用照明、誘導灯 第1加工棟 所內通信連絡設備 第1加工棟 自動火災報知設備 第1加工棟 消火器		
建物・構築物4 機器名	呂称又は設備・機器名称	第 1 加工棟 {8038} 緊急設備 非常用照明 {8038-2} 緊急設備 誘導灯 {8035} 緊急設備 避難通路	<i>₽1</i> 2.532.≅#0	
黄色マーカー: 次回以降申請する安全機能(機能性にているもの 緑色マーカー: 本申請で安全機能を確認し、次回以 部の安全機能を確認するもの 青色マーカー: 工事の方法について記載しているも 灰色マーカー: 該当しない理由について記載してい 二重取消線: 他の設備で申請する安全機能につい その他: 位置、構造強度、機能性能の全てを記		以降申請においても一 (8007-10) 通信連絡設備 所内通信連絡設備 ( 備 (アンプ)) (8007-8) 通信連絡設備 所内通信連絡設備 ( 帯電話機 (PHS アンテナ)) (8009-5) 火災感知設備 自動火災報知設備 ( を (8009-6) 火災感知設備 自動火災報知設備 (受	放送設所内携以知器)	
変更内容	D区分	本体、付属設備 改造 新規制基準に適合させるために、第1加工棟に以下の改造を行う。また、改造工事完了後の第1加工棟の安全機能を有する部位の位置 (材料、厚さ)を図へ-I-1及び図へ-I-2に示す。  ①隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントを設置(2)第1加工棟の東側を一般建物とし、構造上離隔する。 (改造の仕様を別表へ-2-1-1に示す。) ②	<b>』</b> の撤 めに補	

(改造の仕様を別表へ-2-1-3に示す。)

⑤天井ボード及び天井ボードに設置している設備の撤去(2)

地震による損傷の防止対策として、天井ボード及び天井ボードに 設置している設備 (緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通 信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、火災感知 設備 自動火災報知設備(感知器))の撤去を行う。

⑥外部扉の改造、外部シャッタ鋼製扉への改造(2)

竜巻による損傷の防止対策として、既設の外部に面した鋼製扉(以 下「外部扉」という。)(⑦で閉止するものを除く)を竜巻による風 荷重に耐える強度を有した扉(以下「竜巻対策扉」という。)に改造 する。また、外部に面したシャッタ (以下「外部シャッタ」という。) を竜巻対策扉に改造する。

(改造の仕様を別表へ-2-1-4に示す。)

	<u> </u>	
変見		⑦外部に面した不要な窓、扉の撤去及び閉止 <sup>②</sup>
		竜巻による損傷の防止対策として、不要な外部扉、窓を撤去し、
		開口部を鉄筋コンクリートで閉止する改造を行う。
		たっては、当該前室部の撤去を行うことから第1加工棟北側の外壁
		の形状変更、並びに管理区域境界及び火災区画境界の形状変更を行
		う。
		(改造の仕様を別表へ-2-1-5に示す。)
		⑧防火区画の新設及び改造 <sup>(2)</sup>
		火災による損傷の防止対策として、防火区画の新設及び防火設備
		の改造を行う。
		(改造の仕様を別表へ-2-1-6に示す。)
		⑨屋根への梯子の追加設置 <sup>(2)</sup>
		火山・積雪による損傷防止のソフト対策として実施する降下火砕
		物、積雪の除去作業のための梯子を屋根に追加設置する。
		(改造の仕様を別表へー2-1-7に示す。)
		⑩ボード壁、鉄板閉止部の鉄筋コンクリート壁への改造(2)
		第1加工棟の東側を一般建物としたことに伴い、新たに外壁に該
		当することとなった。の北側の間仕切壁(せ
		っこうボード)について、加工施設への人の不法な侵入等の防止対
		策として、鉄筋コンクリート壁に改造する。
		また、東面の防火区画上の既設鉄板閉止部
		を鉄筋コンクリートで閉止する。
		①建物南西側の旧前室の管理区域区分の変更
		地震及び竜巻対策の一環で第1加工棟の南西側の旧前室を加工施
		設として使用しないものとするため、当該室の管理区域の設定を解
		除し周辺監視区域に変更する。なお、本変更に伴う工事はない。
		付属設備については、リ、その他の加工施設の項で示す。
⇒n. ¤	8.48 ac	
100	置場所	第1加工棟 (71日記4年2月28日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2
員数	X I	(建物)1 (付属設備の員数は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)
		(建物)
	型式	鉄骨造及び鉄筋コンクリート造、平屋建て (一部中2階付き)
般		建築面積 約 2500 m²、延床面積 約 2600 m²
仕		(付属設備の型式は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)
様	主要な構造材	(建物) 別表へ-2-1-1~別表へ-2-1-11に示す。
'	寸法 (単位: mm)	(建物) 概略寸法:
	その他の構成機器	_
	その他の性能	_
	核燃料物質の状態	_
	核燃料物質の臨界防止	
技		[5. 1-B1]
術		第1加工棟(土間コンクリートを除く)は杭基礎構造とし、自重及び通
基		常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力
準		が作用した場合においても、第1加工棟を十分に支持することができる
に		地盤に設ける設計。
基		支持層は、加工事業変更許可申請書のとおり、N値 30 以上の洪積層で
づ		ある大阪層群(泉南累層)とする設計。
<	安全機能を有する施設の地盤	
仕		【既設杭】
様		○既設杭仕様
		・支持方法 N値 30 以上の洪積層(粘土層及び砂層)に杭で支持
		させる。 ・杭材料 <b></b>
		・杭先端深さ 約 G. L-5 m~-9 m ・杭配置 図へ-2-1-6

_	<b>衣べ</b> ー	Lavana da
		【増設杭】
技		○補強タイプ 31 仕様 - ************************************
術		・支持方法 N値 30 以上の洪積層(粘土層)に杭で支持させる。
基		・杭材料 先端羽根付き鋼管杭(スクリューパイル EAZET)
準		国土交通大臣認定番号 TACP-0353 (粘土質層)
に		$267.4 \phi \times 8.0$
基		羽根径 580 mm×2 本 (C'-18 通り)
づ		・杭先端深さ <sup>(21)</sup> 約 G. L-9 m
<		<ul><li>・杭配置 図へ-2-1-6</li></ul>
仕		<ul><li>詳細図 図へ-2-1-33</li></ul>
様		
		○補強タイプ 34 仕様
		・支持方法 N値 30 以上の洪積層(粘土層)に杭で支持させる。
		・杭材料 先端羽根付き鋼管杭(スクリューパイル EAZET)
		国土交通大臣認定番号 TACP-0353 (粘土質層)
		$267.4 \phi \times 8.0$
		羽根径 580 mm×4 本 (D-18 通り)
		羽根径 580 mm×4 本 (D-20A 通り)
		・杭先端深さ <sup>(21)</sup> 約 GL-8 m~10 m
		<ul><li>・杭配置 図へ-2-1-6</li></ul>
		・詳細図 図 <u>へ</u> -2-1-34
	安全機能を有する施設の地盤	
		【土間コンクリート】
		・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持
		・地盤種別 表層近くの人工盛土(粘土層及び砂層)
		土間コンクリートを支持する表層の人工盛土の液状化に関しては、加
		工事業変更許可申請書に記載のとおり、地方公共団体の評価において液
		状化のおそれがなく、さらに敷地内での詳細調査の結果においても第1
		加工棟では液状化のおそれがないことを確認した <sup>(18)</sup> 。
		[5. 1-F1]
		[3.1 F1]   緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、緊急設備 避難通路、通信
		薬心以間 が市力に切、系心以間 防等力、系心以間 埋無過時、過日   連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、通信連絡設備 所
		連絡設備   例で通信連絡設備(放送設備(ベビータ))、通信連絡設備   内   内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、通信連絡設備   所内通信連絡設備
		P) 通信建裕設備(双送設備(アンプ))、通信建裕設備   別P) 通信建裕設備   (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、火災感知設備   自動火災報知設備 (感
		いだが場所電的機でns テンテナル、八次窓が成備   自動へ次報が設備 (窓   知器)、火災感知設備   自動火災報知設備 (受信機)、消火設備   屋外消火
		社
		ることができる地盤に設置された第1加工棟の壁、柱、はり、屋根等に固
		なことがくさる地盤に成直された第1加工体の壁、住、はり、屋似寺に回   定する設計。
		だりる設計。   消火設備 屋外消火栓配管を埋設する場合は、液状化のおそれのない
		地盤に設置する設計。
		なお、消火設備   屋外消火栓、消火設備   屋外消火栓配管は、次回以降
		の申請で適合性を確認する(別表へ一2-1-9)。
		5   1   1   1   1   1   1   1   1   1
		第 1 加工棟建物の耐震重要度分類は第 3 類 (割増係数 1.0) とする設計。
		第1加工棟は、以下に示す耐震補強の改造を行い、一次設計、二次設計
		を満足することで、地震による損傷を防止できる設計。
		CIPAC / SOC C / PERCHOS SIRM CMIL CC SIX II O
		○耐震補強の改造仕様
	  地震による損傷の防止	別表へ-2-1-1~別表へ-2-1-7に示す。
	COMM ON A MAN ON	・耐震のための補強箇所
		図へ-2-1-1、図へ-2-1-6~図へ-2-1-18に示
		है। जिल्ला के किया के किया के किया के किया के किया के किया किया किया किया किया किया किया किया
		・位置、構造、寸法、材料
		別表 $(-2-1-2)$ (1/2) $(2/2)$ 、別表 $(-2-1-3)$
		図 $\sim 2 - 1 - 2 + 1 \sim 2 \sim$
1	Í	

	•	
技術基準に基づく		<ul> <li>○一次設計 常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する 応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許 容応力度を許容限界とする。<sup>(19)</sup></li> <li>○二次設計 建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を 行い、第1加工棟の保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回る設計と する。<sup>(20)</sup></li> </ul>
仕様	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 第1加工棟に設置する緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 所内通信連絡設備 所内通信連絡設備 所内通信連絡設備 所内通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、耐震重要度分類を第3類とし、第1加工棟の壁、柱、はり、屋根等にボルト又は溶接等で固定する設計。 天井ボード及び天井ボードに設置している設備 (緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)) は撤去を行う。 消火設備 屋外消火栓配管を埋設する場合は、液状化のおそれのない地盤に設置する設計。 なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へ-2-1-9)。
	津波による損傷の防止	(4)
	外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻) [8.1-B2] 第1加工棟建物は設計竜巻 (F1、最大風速 49 m/s) による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する設計。 設計竜巻に対する安全機能を有する部位 (以下「F1 竜巻防護境界」という。) は、設計竜巻の荷重に耐える設計。 【改造部】  ○既設外部扉及び外部シャッタの竜巻対策扉への改造(5) ・位置 外部扉改造:扉配置を図へ-2-1-1、図へ-2-1-4及び図へ-2-1-35-1に示す。 ・構造・寸法 外部扉の仕様を図へ-2-1-35-2の建具表に示す。また、改造鋼製扉姿図を図へ-2-1-36、図へ-2-1-37に示す。 ・材料 主な材料を別表へ-2-1-4に示す。  ○不要な外部扉、窓の撤去及び鉄筋コンクリート壁による閉止(5) ・位置 窓、扉撤去及び閉止の配置を図へ-2-1-1、図へ-2-1-4に示す。 ・構造・寸法 閉止の仕様及び詳細図を図へ-2-1-46〜図へ-2-1-48に示す。 ・材料 主な材料を別表へ-2-1-5に示す。

技術		○安全機能を期待しない。 の北側の旧前室、 の北側の旧前室を撤去
術基準に共		F1 竜巻防護境界の位置を図へ-2-1-60〜図へ-2-1-61 に、改造を伴わない既設のF1 竜巻防護境界の構造・寸法を別表へ-2 -1-11に示す。
基づく		(落雷) — <sup>(6)</sup>
         		(極低温) [8.1-F2] 消火設備 屋外消火栓には、凍結防止対策として地上露出部に断熱材を設置する設計(7)。 なお、熊取事業所は寒冷地には立地しておらず大阪府による凍結深度は設定されていない。また、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓
		(降下火砕物) [8.1-B3] 第1加工棟の屋根は、湿潤密度 1.5 g/cm³とした降下火砕物の厚さ 12 cm分の重量に耐える設計。
	外部からの衝撃による損傷の防止	(積雪) [8.1-B4] 第1加工棟の屋根は、大阪府建築基準法施行細則第三十条の二に定め られる 29 cm の積雪に耐える設計。
		(生物学的事象) <sup>(8)</sup>
		(航空機落下) — <sup>(9)</sup>
		(森林火災、外部火災)(10) [8.1-B5][8.2-B2] 想定する火災源に対し、その影響を受けないための離隔距離が、危険距離以上とする設計。また、想定する爆発源に対して、その影響を受けないための離隔距離が、危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する設計。防護対象施設と敷地内の竹林及び危険物施設の位置関係を図へ2-1-56に、防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係を図へ2-1-57に、敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置を図へ2-1-58に、敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置を図へ2-1-59に示す。また、想定する火災源、爆発源からの離隔距離を別表へ-2-1-12に示す。
		(電磁的障害) <sup>(11)</sup>
		(交通事故) (12)

# 表へ-2-1 第1加工棟 仕様(続き)

		12-1 第1加工棟 任様(続さ)
技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	<ul> <li>[9.1-B1]</li> <li>以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</li> <li>・立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止して管理。</li> <li>・加工施設の建物は、鉄筋コンクリート壁、鉄扉等堅牢な障壁を有する構造とする設計。</li> <li>・管理区域の出入口で、人の出入りを常時監視する管理。</li> <li>・核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する管理。</li> <li>・敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する管理。</li> <li>第1加工棟は、上記の管理を行う敷地内に設置し、別表へ-2-1-8に示す材料を用い、堅牢な障壁を有する構造とする。また、第1加工棟の東側を一般建物としたことから、新たに外壁となる既設のボード壁を鉄筋コンクリート造の壁に改造する。</li> <li>・位置     改造する壁の配置を図へ-2-1-1、図へ-2-1-4に示す。</li> <li>・構造・方法     改造する壁の仕様及び詳細図を図へ-2-1-46及び図へ-2-1-49に示す。</li> <li>なお、第1加工棟には、不正アクセス防止措置の対象となる加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムはない。</li> </ul>
	閉じ込めの機能	[10.1-B1] ウランを輸送容器に密封して貯蔵し、又は固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属容器に収納し密閉した状態で保管廃棄し、汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域を設定する設計。 管理区域の設定範囲を、図へ-2-1-54に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.1-F1] 消火設備については、消防法に基づき消火設備 屋外消火栓及び消火設備 消火器を設置する設計。     消火設備 屋外消火栓は、消防法施行令第十九条に基づき、有効範囲を半径40 m とし、第 1 加工棟全域を包含できるように設置する設計(13)。 消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。     ○設備の員数(消火設備 屋外消火栓)     ・消火設備 屋外消火栓に設置するホース:20 m ホース 2 本以上消火設備 屋外消火栓に設置するホース:20 m ホース 2 本以上消火設備 屋外消火栓の配置を図リー4ー1-5に示す(13)。 お大設備 屋外消火栓の配置を図リー4ー1-5に示す(14)。 おお、消火設備 屋外消火栓の配置を図リー4ー1-5に示すののではお、消火設備 屋外消火栓の配置を図リー4ー1-5に示すのののではお、消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、次回以降の申請で適合性を確認する(別表へ-2-1-9)。     屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する管理。第 1 加工棟の消火活動時のアクセスルートを図へ-2-1-6 2に示す。

技術基準に基づく仕様

技術基準【火災等による損傷の防止】欄の「非常用電源設備No.1 非常用発電機、非常用電源設備No.2 非常用発電機に接続する設計」の仕様は、技術基準【非常用電源設備】欄の[24.2-F2]の記載と同一の仕様であり、重複した記載となってもり、重複した記載となっまであり、重合性確認を受けるものであり、添付図欄に示す図リー4-1-6で非常用電源系統への接続状況を確認する。

火災等による損傷の防止

消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づき、防火対象物の各部分から歩行距離 20 m以下となるように配置する設計。転倒防止策を講じて配置する。

- ○設備の員数(消火設備 消火器)
  - · ABC 粉末消火器 10 型: 20 本
  - · ABC 粉末消火器 20 型:13 本
  - ・ABC 粉末消火器 50 型:2 本

消火設備 消火器の配置を図リー4-1-4に示す。

#### [11. 1-F2]

消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)<sup>(14)</sup>を有効に火災の発生を感知することができるように設け、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計。

火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)は、外部電源を喪失した場合であっても無警戒とならないようバッテリを備えるとともに、非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続する設計。

警戒区域は、管理区域の別、工程の別等により消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定できる設計。

- ○設備の員数(火災感知設備 自動火災報知設備(感知器))
  - ・熱感知器 (スポット型):27 台
  - ・煙感知器 (スポット型):35 台
- ○設備の員数(火災感知設備 自動火災報知設備(受信機))
  - ・受信機 (P型受信機):1 台

火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)の配置を図リー4-1-3に示す。火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図リー4-1-9に示す。

#### [11. 3-B1]

○火災の発生防止

第1加工棟は建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料を 用いた準耐火建築物とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災 の発生を防止する設計。耐震補強等で追加する材料は、鋼材、コンク リート等の不燃性又は難燃性材料とする設計。

使用する材料を別表 $\alpha - 2 - 1 - 1 \sim$ 別表 $\alpha - 2 - 1 - 8$ に示す。

#### [11.3-B2]

○火災の影響緩和

第1加工棟は建築基準法施行令第百十二条に基づく防火区画を火災区域として設定する設計。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する設計。

各火災区画の等価時間が火災区画の耐火時間を超えない設計。

○火災対策のための補強箇所

図へ-2-1-1 第1加工棟 工事概要図参照

○火災区画の設定及び関連図面

図へ-2-1-52 第1加工棟 火災区画

・火災区画ごとの材料及び厚さ:

図ペー2-1-20 第1加工棟 既設部材リスト2

図 $\sim -2-1-35-1$  第1加工棟 鋼製扉 配置図、建具表 1

図へ-2-1-35-2 第1加工棟 鋼製扉 配置図、建具表 2

		図へ-2-1-44 第1加工棟
技		側壁 1 (防火区画)
術基		図へ-2-1-45 第1加工棟 <b>1111 111 11 11                      </b>
準		図へ-2-1-52 第1加工棟 火災区画
12		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
基		○火災区画 1P−1の仕様
づく		<ul><li>・対象部材</li><li>区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火扉、防火シ</li></ul>
仕		ヤツタ)
様		区画境界壁(コンクリートブロック有効厚さ <sup>(22)</sup> 50 mm 以上かつ鉄 筋のかぶり厚さ 40 mm 以上:1時間)
		区画境界壁(強化せっこうボード厚さ 12 mm 以上 2 枚貼り(壁両面): 1 時間)
		区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上:2 時間) 区画境界スラブ(
		(鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上:2 時間)
		特定防火設備(防火扉)(表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上(扉両面): 1 時間)
		特定防火設備(防火シャッタ)(スラット板厚さ 1.5 mm以上: 1 時間)
		<ul><li>○大災区画 1 P − 2 の仕様</li><li>・対象部材</li></ul>
		区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火扉)
		区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上:2 時間) 区画境界スラブ(
	  火災等による損傷の防止	
		特定防火設備(防火扉)(表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上(扉両面): 1 時間)
		○大災区画 1 P — 3 の仕様
		・対象部材
		区画境界壁及び特定防火設備(防火扉、防火シャッタ)
		区画境界壁(コンクリートブロック有効厚さ <sup>(22)</sup> 50 mm 以上かつ鉄
		筋のかぶり厚さ 40 ㎜以上:1時間)
		区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上:2時間) 区画境界壁(強化せっこうボード厚さ 12 mm 以上2枚貼り(壁両
		面): 1 時間)
		特定防火設備(防火扉)(表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上(扉両面): 1
		時間) 特定防火設備(防火シャッタ)(スラット板厚さ 1.5 mm 以上:1
		時間)
		○火災区画 1 P − 4 の仕様
		・対象部材 区画境界壁及び特定防火設備(防火扉、防火シャッタ)
		マ亜体田陸(外校~~2月) 1 同~100~ 01~ 0世間)
		区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上:2時間) 区画境界壁(強化せっこうボード厚さ 12 mm 以上2枚貼り(壁両
		面): 1時間) 株字は小型機(は小豆)(ま石鉄は属されて以上(豆豆石): 1
		特定防火設備(防火扉)(表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上(扉両面): 1 時間)
		特定防火設備(防火シャッタ)(スラット板厚さ 1.5 mm 以上:1
		時間)

## 技 術 基 準 に 基 づ 仕 様

#### ○火災区画 1 P - 5 の仕様

• 対象部材

区画境界壁及び特定防火設備(防火扉、防火シャッタ) 区画境界壁(強化せっこうボード厚さ12 mm以上2枚貼り(壁両 而):1時間)

区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100 mm以上:2時間) 特定防火設備(防火扉)(表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上(扉両面):1

特定防火設備(防火シャッタ)(スラット板厚 1.5 mm 以上:1時

- ○火災区画 1 P-6 (旧前室) の仕様
  - 対象部材

隣接する火災区画との区画境界壁及び特定防火設備(防火扉)

火災等による損傷の防止

北面区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上:2 時間) 北面特定防火設備(防火扉 KSD-2)(表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上(扉 両面):1時間)

#### [11. 3-B3]

火災区画間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブ ルが貫通する壁には、建築基準法施行令第百十二条第20項に基づき、耐 熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する設計。

第1加工棟における貫通部を図 $\sim 2 - 1 - 52$ に示す。

#### [11, 3-F2]

電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。

配線用遮断器の結線図を図リー4-1-6に示す。

### 加工施設内における溢水による損 [ [12. 1-B1 ] 傷の防止

第1加工棟内は溢水源がない設計。

#### [13. 1-F1]

第1加工棟には、容易に識別できる緊急設備 避難通路を設置する設 計。緊急設備 避難通路には、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づ き照明装置の設置を通常要する部分には緊急設備 非常用照明を、消防 法施行令第二十六条に基づき防火対象物に緊急設備 誘導灯を設置する 設計。

緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバ ッテリを内蔵するとともに、非常用電源設備 No.1 非常用発電機<sup>(15)</sup>、非 常用電源設備 No. 2 非常用発電機(15)に接続し、外部電源が喪失しても動 作可能な設計。

### 安全避難通路等

## ○設備の員数 (緊急設備)

· 非常用照明(14):15 台

· 誘導灯<sup>(14)</sup>: 47 台

緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯の 配置を図リー4-1-1に示す。

### [13. 1-F2]

加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した 場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可搬 型照明を設置する設計。

なお、緊急設備 可搬型照明は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へ-2-1-9)。

# 技術基準【安全避難通路等】欄の

「非常用電源設備 No.1 非常用発 電機、非常用電源設備 No. 2 非常 用発電機に接続し、外部電源が喪 失しても動作可能な設計」の仕様 は、技術基準【非常用電源設備】欄 の[24.2-F2]の記載と同一の仕様 であり、重複した記載となってい る。本仕様については、本申請で適 合性確認を受けるものであり、添 付図欄に示す図リー4-1-6で 非常用電源系統への接続状況を確 認する。

# 表へ-2-1 第1加工棟 仕様(続き)

[14. 1-B1] [14. 1-F1]	
技術 選許、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機することができる設計。 なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、の申請で適合性を確認する (別表へ-2-1-9)。	度、圧力、 能を発揮
[14.2-B1] [14.2-F1]	らの作業
材料及び構造	
搬送設備	
核燃料物質の貯蔵施設	
[18.1-F3] 消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき知設備 自動火災報知設備(感知器)( <sup>14)</sup> を有効に火災の発生を発力を変け、火災感知設備 自動火災報知設備(受設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計。火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、火災感知設備災報知設備(受信機)の配置を図リー4-1-3に示す。	感知する :信機) を
放射線管理施設	
廃棄施設 —	
核燃料物質等による汚染の防止	
[22.1-B1] 加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物るものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷おける線量が年間1 mSv より十分に低減できるような建物の壁の厚さとする設計。	縮ウラン が存在す 地境界に
<ul> <li>遮蔽</li> <li>○第1加工棟の遮蔽機能としての仕様</li> <li>・壁、屋根等の厚さ(設計確認値)(16):図へ-2-1-5</li> <li>た壁厚さ、別表へ-2-1-10参照</li> <li>・コンクリートの気乾単位容積質量</li> <li>・コンクリートブロックの気乾かさ密度</li> <li>・コンクリートブロックの気乾かさ密度</li> <li>・原(鉄)の密度</li> <li>・原(鉄)の密度</li> <li>・屋根により工場等内における外部放射線を低減する設計。</li> <li>換気設備</li> </ul>	3に示し

技 術 基 準 に 基 づ 仕 様

非常用電源設備

技術基準【非常用電源設備】欄 の「非常用電源設備 No.1 非 常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続 し、外部電源が喪失しても動 作可能な設計」の仕様は、本申 請で適合性確認を受けるもの である。添付図欄に示す図リ 4-1-6で非常用電源系 統への接続状況を確認する。

通信連絡設備

#### [24. 2-F1]

緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所內通信 連絡設備(放送設備(アンプ))、火災感知設備 自動火災報知設備(受信 機)は、バッテリを内蔵する設計。

火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、通信連絡設備 所内通信 連絡設備(放送設備(スピーカ))は、それぞれ火災感知設備 自動火災 報知設備(受信機)、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アン プ))のバッテリから給電する設計。

#### [24. 2-F2]

緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所內通信連 絡設備(放送設備(スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送 設備(アンプ))、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、火災感知 設備 自動火災報知設備 (受信機)、消火設備 屋外消火栓の消火栓ポン 常用発電機(15)に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。

なお、消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、次回以降の申請で適合 性を確認する(別表 $\sim 2-1-9$ )。

#### [25. 1-F1]

所内の通信連絡のため、第1加工棟に所内通信連絡設備として、通信連 絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、通信連絡設備 所 内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、通信連絡設備 所内通信連絡設 備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))を設置する設計。

通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))には、マイク が付属する設計。

通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) 、通信連絡 設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、通信連絡設備 所内通 信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))の配置を図リー4-1-

所内全体の通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備)の系統図を図 リー4-1-7に示す。所内全体の放送性能は、次回以降の申請で適合性 を確認する (別表へ-2-1-9)。

#### ○設備の員数 (通信連絡設備)

- ・所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)(14):10 台
- ・所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)):1 台
- ・所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ)):5 台

通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) は、通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)(17)に接続する設計。 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) には、所内携帯電話機 (PHS) が付属する設計。

通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) の系統図を図リー4-1-8に示す。通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)は、次回以降の申請で適合性を確認する(別表へ-2-1  $-9)_{\circ}$ 

#### [25, 2-F1]

加工施設内には、外部への通信連絡のための多様性を確保した通信連 絡設備 所外通信連絡設備を設置する設計。

なお、通信連絡設備 所外通信連絡設備は、次回以降の申請で適合性を 確認する(別表へ-2-1-9)。

その他許可で求める仕様	[99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために の屋根に梯子を追加設置し、全ての屋根にアクセス可能とする設計。 屋根のアクセスルートを図へ-2-1-51に示す。追加設置する梯子の耐震重要度分類は第3類とする。
での旧町でして水の分工が	[99-B2] (23) 東側に隣接する一般建物も耐震重要度分類第3類相当の設計とし、エキスパンションジョイントの可動幅は、第1加工棟及び隣接一般建物の最大変位量の和に対して十分に余裕がある設計。
	[99-B4] F3 竜巻の風荷重に対して保有水平耐力が上回る設計。
添付図	

- (1) 第1加工棟の建物本体に設置する防護閉止板又はコンクリート、大型外扉、外扉を含む。
- (2) 原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) に基づく変更
- (3) 平成・18・10・31 原第30号 (平成19年6月1日付け) に基づく変更
- (4) 本加工施設の敷地は標高約48 mにあり、基準津波の最大遡上高さ6 mと比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (5) 第1加工棟の竜巻対策として、留め具、枠、扉の一式を竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更許可申請書に記載していた「留め具の補強」だけを実施する扉はない。また、不要な窓、扉の撤去及び閉止は鉄筋コンクリート壁設置により行い、防護閉止板を設置するケースはない。
- (6) 建築基準法第三十三条にある高さ 20 m以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第1項 第十四号に規定される指定数量の 10 倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (7) 熊取事業所は寒冷地には立地しておらず大阪府による凍結深度は設定されていない。埋設の場合は公共建築工事標準仕様書に従い、地中埋設深さを車両道路では管の上端より600 mm以上、それ以外は300 mm以上とし、地上露出部では断熱材を設置する。本申請に係る工事により、消火設備 屋外消火栓(消火栓 No.6)、消火設備 屋外消火栓配管を仮移設するが、仮移設する屋外消火栓配管を埋設する場合は公共建築工事標準仕様書に従って埋設し、仮移設する屋外消火栓、屋外消火栓配管の地上露出部には断熱材を設置する。
- (8) 換気設備がないため、生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (9)「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率 を評価し、航空機落下確率の総和が10<sup>7</sup>(回/施設・年)を超えないことから、想定する外部事象として航空 機の墜落を想定する必要がないことを加工事業変更許可申請書に示すとおり確認している。
- (10) 第1 加工棟は、航空機落下火災の影響評価対象でない。
- (11) インターロックを有する設備がないため、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (12) 一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。第 1 加工棟と町道の位置関係を示したものを図 $\sim -2 1 5$  5 に示す。
- (13) 加工施設に関係する消火設備 屋外消火栓は 6 台 (消火栓 No. 6、消火栓 No. 7、消火栓 No. 10、消火栓 No. 11、消火栓 No. 12、消火栓 No. 13) であり、このうち、第 1 加工棟全域を包含できるように設置する消火設備 屋外消火栓は 4 台 (消火栓 No. 6、消火栓 No. 7、消火栓 No. 10、消火栓 No. 11) である。本申請に係る工事により、図リー4-1-5に示すとおり消火設備 屋外消火栓 (消火栓 No. 6) 、消火設備 屋外消火栓配管を仮移設するが、仮移設中においても消火器の設置、可搬消防ポンプを近傍に備えることにより、消火設備の機能を維持する。
- (14) 本申請に係る工事(天井ボード及び天井ボードに設置している設備の撤去)により、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の一部を撤去する工事を行うこととしているが、取外し工事に先立って、本申請のリ.その他の加工施設の工事で、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)を設置して安全機能の確認を行い、安全機能を維持する。
- (15) 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機は、次回以降の申請で適合性を確認するが、これらに接続する設備・機器の安全機能の確認は、既存の非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続して行う。非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機の適合性確認までの間は、既存の非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続し、安全機能を維持する。
- (16) 外部放射線の線量評価において第1加工棟建物の鉄板屋根の厚さを考慮していない。
- (17)通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) は、次回以降の申請で適合性を確認するが、通信連絡設備

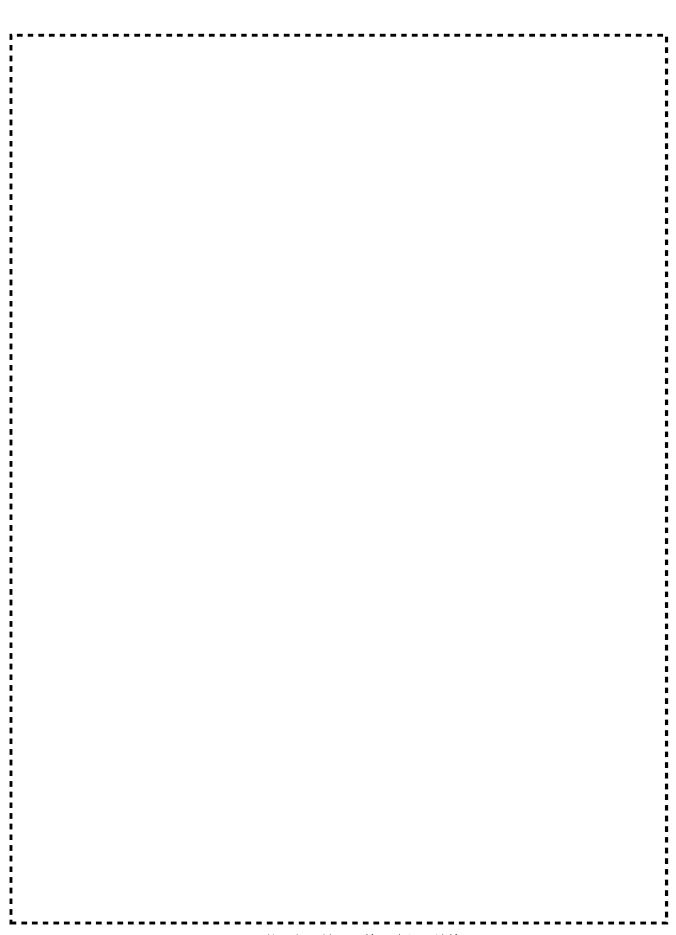
所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))の安全機能の確認は、既存の通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) に接続して行う。また、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) の適合性確認までの間は、既存の通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) に接続し、安全機能を維持する。通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))の系統図を図リー4-1-8に示す。

- (18)表層地盤の液状化評価は、日本建築学会「建築基礎構造設計指針」に準じて層ごとに液状化安全率 FL、水平地盤変位 Dcy で確認すると共に、当該地点の液状化の可能性のある層に重み付けを行い、地盤全体としての液状化危険度の傾向を表す PL 法(岩崎・龍岡ら)に基づき確認した。
- (19) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数 Co を 0.2 として、地震地域係数 Z (大阪府の場合 1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す Ai、建物・構築物の振動特性と地盤の種類を考慮して算出する Rt から求めた地震層せん断力係数 Ci に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.0 を乗じた静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする設計とする。
- (20) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数 Co を 1.0 として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数 Ds と、剛性率・偏心率に応じて定める形状特性係数 Fes を乗じて求める必要保有水平耐力 Qun に、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。
- (21) 増設する杭の杭先端深さについては、施工管理により多少変動する場合がある。
- (22) コンクリートブロックの有効厚さについては、図へ-2-1-52参照。
- (23) 付属書類 1 「耐震性に関する説明書」 3. 第1加工棟の耐震性に関する計算の基本方針 (8) 補足 参照

別表へ-2-1-9 第1加工棟 仕様 (次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
	[5.1=F1]	消火設備 屋外消火栓、消火設備
安全機能を有する	安全機能を有する施設を十分に支持することがで	屋外消火栓配管
施設の地盤	きる地盤に設置された建物に設置する又は固定する	
	<b>設計。</b>	
地震による損傷の	[6.1-F1]	消火設備 屋外消火栓、消火設備
防止	耐震重要度分類第3類として固定する設計。	屋外消火栓配管
	[8.1=F2]	消火設備 屋外消火栓、消火設備
外部からの衝撃に	過去に記録された最低気温-7.5 ℃ (大阪管区気象	屋外消火栓配管
よる損傷の防止	台 1945 年 1 月 28 日)を踏まえ、屋外消火栓に断熱材	
	付きの配管を用いる設計。	
		消火設備 屋外消火栓、消火設備
火災等による損傷	消防法に基づき屋外消火栓を設置する設計。屋外消	屋外消火栓配管、消火設備 屋外消
の防止	火栓の消火栓ポンプは、非常用電源設備で動作可能と	火栓の消火栓ポンプ
	する設計。	
	[13. 1=F2]	緊急設備一可搬型照明
安全避難通路等	加工施設内に専用電源を備えた可搬型照明を設置	
	する設計。	
	[14. 1=F1]	消火設備屋外消火栓、消火設備
	設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規	屋外消火栓配管
	に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準に対し、通常時及び設計基準に対し、	
1 A 1/1/ A 1/1/ A 1/1/ A 1/1/	準事故時に想定される全ての環境条件において、その ウ 4 ***********************************	
安全機能を有する	安全機能を発揮することができる設計。	SNC L = PL / H
施設	[14. 2-F1]	消火設備屋外消火栓、消火設備
	当該施設の安全機能を確認するための検査及び試	屋外消火栓配管
	験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守	
	及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した	
	設計。	201. 1. ⊒0. /#. □ Al 201. 1. 1. A. 201. 1. 1. 1. 12
	[24.2-F2]	消火設備 屋外消火栓の消火栓ポ
非常用電源設備	非常用電源設備に接続し、外部電源が喪失しても動	
	作可能な設計。	N = 1 = N + 2 b = 0 b + 1 = 0 b = 1 = N + 2 b = 0 b =
	[25.1-F1]	通信連絡設備所內通信連絡設備
	加工施設内に所内通信連絡設備を備える設計。	(電話交換機)
通信連絡設備	[25.1-F1]	通信連絡設備 所内通信連絡設備
	加工施設内に所内通信連絡設備を備える設計。	(放送設備)
	[25.2-F1] 	通信連絡設備所外通信連絡設備
	加工施設内に外部への通信連絡設備を備える設計。	

仕様表へ-2-1の次回以降の申請で適合性を確認する範囲について記載した箇所の内容と上記別表へ-2-1-9の内容は、整合が取れたものとしている。



図リー4-1-6 第1加工棟 配線用遮断器結線図

黄色マーカー:次回以降申請する安全機能(機能性能等)について記載しているもの

緑色マーカー:本申請で安全機能を確認し、次回以降申請においても一部の安全機能を確認するもの

青色マーカー: 工事の方法について記載しているもの 灰色マーカー: 該当しない理由について記載しているもの

二重取消線 :他の設備で申請する安全機能について説明しているもの

その他:位置、構造強度、機能性能の全てを認可対象として申請しているもの

## 表へ-3-1 第1-1 貯蔵容器保管設備 第1-1 貯蔵容器保管区域 仕様

_	1	别做谷命体售或佣 第1 <sup>—</sup> 1别做谷命体售应或 红镓
許可	丁との対応 許可番号 (日付) ************************************	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第1-1貯蔵容器保管設備
建物・構築物又は設備・機器名称		{5064}
核	幾器名	第1-1貯蔵容器保管設備
		第1-1 貯蔵容器保管区域
変更	更内容	撤去(第1-1貯蔵容器保管区域と、その構成機器である鋼製パレット、
		ストッパ及びアンカーボルトを撤去する。) 第1加工棟 (1)
設置	置場所	第1加工棟 (1)
員数		1
	型式	<del>-</del>
[	主要な構造材	_
般	寸法 (単位:mm)	概略寸法:
仕	7. 0.14. 0.14. 14.14.14.11	鋼製パレット 204 個(上・中段用 136 個、下段用 68 個)
様	その他の構成機器	ストッパ 136 個、アンカーボルト 2 本/ストッパ
	その他の性能	ストッパ 136 個、アンカーボルト 2 本/ストッパ 最大貯蔵能力: ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
	核燃料物質の臨界防止	——————————————————————————————————————
	安全機能を有する施設の地盤	_
	地震による損傷の防止	
l k	津波による損傷の防止	
I	外部からの衝撃による損傷の防止	
に	加工施設への人の不法な侵入等の	_
基	防止	
づ	閉じ込めの機能 の	_
Ι, Ι	火災等による損傷の防止	<u> </u>
仕	加工施設内における溢水による損	
様	傷の防止	_
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	<del>-</del>
	材料及び構造	<del>-</del>
	搬送設備	<del>-</del>
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	<u> </u>
	核燃料物質等による汚染の防止	<del>-</del>
	遮蔽	_
	換気設備	
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
<u> </u>		[99-F3]
その他許可で求める仕様		-   第1−1貯蔵容器保管設備 第1−1貯蔵容器保管区域の撤去を行
	• • •	う。
添化	<b></b> 対図	図 <u></u> - 5 - 1 - 1
		: 9月 90 月付け原租租が第 1009004月)をお示してお示しておると

<sup>(1)</sup> 加工の事業の変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づき、 の部屋名称を に変更する。

## 表へ-3-2 粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 仕様

	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可との対応	施設名称	粉末・ペレット貯蔵容器 I 型
建物, 構筑物		{5066}
建物・構築物又は設備・機器名称 機器名		粉末・ペレット貯蔵容器Ⅰ型
18久有产/口		一   一   一   一   一   一   一
変更内容		  撤去 <sup>(1)</sup> (粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 480 個を撤去する。)
及文门台		1版公 (初水・ベレクド灯)殿台船1至400 回を版公する。)
設置場所		第1-3貯蔵棟 、第2加工棟
<b>双</b>		第1一5 <u>机</u> 敞探
員数		<b>■                                    </b>
型式		円筒型
一 主要な構	<u>`</u>	「「同生
般 寸法(単		
		=
I		
C 12   L 12		<u> </u>
# 71.1 T T T	質の状態	_
	質の臨界防止	
	を有する施設の地盤	_
	る損傷の防止	_
	る損傷の防止	_
	の衝撃による損傷の防止	_
	への人の不法な侵入等の	_
基防止づ関が込め		
, MICE!		_
/	よる損傷の防止	_
	内における溢水による損	_
ありり止		
安全避難		_
	を有する施設	-
材料及び		_
搬送設備		_
	質の貯蔵施設	_
材料及び		_
搬送設備		_
	質の貯蔵施設	_
警報設備	等	_
放射線管	理施設	_
廃棄施設		
核燃料物	質等による汚染の防止	_
遮蔽		_
換気設備		_
非常用電	源設備	_
通信連絡		_
その他許可で		[99-F3]
		粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 600 個のうち 480 個を撤去する。
添付図		<del>-</del>
	け加工施設の恋重に係る	- る設計及び工事の方法の認可(平成 17 年 6 月 28 日付け平成 17・04・28 原

<sup>(1)</sup> 本申請では、加工施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可(平成17年6月28日付け平成17・04・28原第6号にて認可)を受けた粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 600 個のうち、480 個を撤去する。今後も使用する粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 (120 個) は次回以降の設工認で適合性を確認する。

(2) 加工の事業の変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づき、 の部屋名称を の部屋名称を に変更する。

表へ-4-1 第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域 仕様

許良	可との対応 許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第1-1燃料集合体保管設備
設備・機器名称		{5065}
	幾器名	第1-1燃料集合体保管設備
	· 	第1-1燃料集合体保管区域
変リ	更内容	撤去(第1-1燃料集合体保管区域と、その構成機器であるストッパ及び
		アンカーボルトを撤去する。)
_	置場所	第1加工棟 (1)
員数		1
	型式	_
	主要な構造材	<del>-</del>
般	寸法(単位:mm)	概略寸法:
仕	その他の構成機器	ストッパ 80個、アンカーボルト 2本/ストッパ
様	その他の性能	最大貯蔵能力: ■ (集合体輸送容器 NFI-V型で 18 個)
	ての対色の対生化	最大段数:2段
	核燃料物質の状態	燃料集合体
	核燃料物質の臨界防止	_
技	安全機能を有する施設の地盤	_
術	地震による損傷の防止	_
基	津波による損傷の防止	_
準	外部からの衝撃による損傷の防止	_
に	加工施設への人の不法な侵入等の	
基	防止	
づ	閉じ込めの機能	_
<	火災等による損傷の防止	_
仕	加工施設内における溢水による損	_
様	傷の防止	_
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	
	材料及び構造	
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	<del>-</del>
	警報設備等	_
	放射線管理施設	<del>-</del>
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	<del>-</del>
		[99–F3]
その	つ他許可で求める仕様	第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域の撤去を
		行う。
添作	·	
(1)		- 2 月 90 日付け原用用整笠 1002904 円/アで新司)/7 里グネ ■■■■■■■

<sup>(1)</sup> 加工の事業の変更許可 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可) に基づき、 の部屋名称を に変更する。

## 表へ-5-1 第1-1輸送物保管区域 仕様

		,	一 1
_,,_		許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許凡	「との対応	施設名称	輸送物保管区域
		7227 17.	第1-1輸送物保管区域
設備・機器名称		东	{5009}
	器名	•	第1-1輸送物保管区域
			_
	[内容		新設(輸送物の保管に限定する第1-1輸送物保管区域を新設する。)
	遺場所		第1加工棟 1
員数			1
I F	型式		_
I F	主要な構造		_
	寸法 (単位:mm)		概略寸法:
	その他の構	<b>非成機器</b>	粉末輸送容器、ペレット輸送容器、集合体輸送容器
様			最大貯蔵能力: 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
			(粉末又はペレットを輸送容器にて貯蔵する場合は、合わせて 180 個以
			下とし、燃料集合体又は燃料棒組立体を燃料集合体の輸送容器にて貯蔵
	その他の性	E能	する場合は、燃料集合体の輸送容器1個につき、粉末又はペレットの輸送
			容器 5 個相当として粉末又はペレットの輸送容器と合わせて 180 個以下
			とする。)
			床面にペイントで第1-1輸送物保管区域を明示。
	核燃料物質	1の火能	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料
			集合体(いずれも輸送容器に収納)
I F	核燃料物質	重の臨界防止 しゅうしゅう	_
技			[5. 1–F1]
	安全機能を	と有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基			た第1加工棟の土間に設置する設計。
I F	地震による損傷の防止		_
I H	津波による損傷の防止		_
	外部からの	)衝撃による損傷の防止	_
		への人の不法な侵入等の	_
	防止		
仕			[10. 1-F2]
様	閉じ込めの機能		ウランを核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規
	M102000	/ IX 11C	則に基づいて閉じ込めの機能を確認した輸送容器に密閉して貯蔵する管
			理。
I F		こる損傷の防止	_
		Rにおける溢水による損	—
	傷の防止		
	安全避難通	á路等	_
			[14. 1-F1]
			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
			準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、
			腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
	安全機能を	と有する施設	することができる設計。
	>3 I/WIND C	. ,, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
			[14.2-F1]
			当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
			能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業
	Libial Trace 19		性を考慮した設計。
I F	材料及び構	适	_
	搬送設備	2	_
		<b>重の貯蔵施設</b>	_
⊦	警報設備等	Ē	
	放射線管理	211	

## 表へ-5-1 第1-1輸送物保管区域 仕様 (続き)

技術	廃棄施設	_
基準	核燃料物質等による汚染の防止	_
十に基	遮蔽	_
づ	換気設備	_
く仕	非常用電源設備	_
様	通信連絡設備	_
	の他許可で求める仕様	[99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を
添作	寸図	

<sup>(1)</sup> 加工の事業の変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づき、 □ □ の部屋名称を □ に変更する。

黄色マーカー:次回以降申請する安全機能(機能性能等)について記載しているもの

緑色マーカー:本申請で安全機能を確認し、次回以降申請においても一部の安全機能を確認するもの

青色マーカー: 工事の方法について記載しているもの 灰色マーカー: 該当しない理由について記載しているもの

二重取消線 :他の設備で申請する安全機能について説明しているもの

その他:位置、構造強度、機能性能の全てを認可対象として申請しているもの

		許可番号(日付)	株式佣 「無対 「無対 「無対 「無対 (基本) 「無対 (基本) </th
許可		施設名称	保管廃棄設備
		9层的大小口小灯.	{6155}
設備	設備・機器名称		保管廃棄設備
杉	幾器名		床音光来以 III
が日	 更内容		改造(保管廃棄能力をしたした。このである。(保管廃棄能
交 보	也的谷		改造(保管廃棄能力を に変更する。(保管廃棄能
<b>⇒</b> л. в	eue or		力を変更するが工事は行わない。))
	置場所		第1加工棟
員娄			1
	型式	I. I.	<del>_</del>
én.	主要な構造		Introduction 1 21 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
般	寸法(単位		概略寸法:約 <b>■</b> L×■ W
仕	その他の構成	成機器	_
様			保管廃棄能力: 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
			ドラム缶(200 L 缶、3 段積み以下)及び大型金属容器(1 段置き)で保
	  その他の性i		管廃棄する。
	で が低りが生	用 <b>占</b>	保管廃棄設備に 廃棄物保管区域を床面にペイント
			で明示する。
			■ (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質	の状態	放射性固体廃棄物
	核燃料物質		<del>-</del>
技	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		[5. 1-F1]
術	安全機能を	有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基		11 ) ONERV : YELLE	た第1加工棟の土間に設置する設計。
準	地震による	 揖隼の防止	
K	津波による	· ·	
基			
づづ		衝撃による損傷の防止	
<		の人の不法な侵入等の	
社	防止		
様		IAIA AIA	
1870	閉じ込めの	機能	固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の
			金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
		る損傷の防止	_
	l .	における溢水による損	
	傷の防止		
	安全避難通	路等	
			[14. 1-F1]
			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
			準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、
			腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
	- 도 스타() AL 그		することができる設計。
	安全機能を	月する 施設	
			[14. 2-F1]
			安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に
			維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮し
			た設計。
	材料及び構造	· 	<del>_</del>
	搬送設備		_
	核燃料物質	の貯蔵施設	_
	警報設備等	✓ ノ 只 】 /PX/月巴 日久	_
	放射線管理	t佐言□	
	水剂 脉管理	<b>7世</b> 取	

表ト-2-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

	7 - 11· 11/11/11/11/11	MILE 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
技術基		[20.1-F1] 保管廃棄設備。 廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する設計。
生に基づ	廃棄施設	[20.2-F1] 保管廃棄設備。 廃棄物保管区域は放射性廃棄物 以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区 域を床面にペイントで明示する設計。
<	核燃料物質等による汚染の防止	_
仕	遮蔽	_
様	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その他許可で求める仕様		[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策(固縛措置含む。)を講じる管理。 大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる管理。
添作	·	図ト $-2-1-1$

	10	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可	丁との対応	施設名称	保管廃棄設備
		<b>旭</b>	
設備・機器名称		र्र	{6156} 归体原来到供
杉	<b>後器名</b>		保管廃棄設備
र्गर म	1.4.00		廃棄物保管区域 改造(廃棄物保管区域の形状を変更する。)
変り 	巨内容		改造(廃業物保官区域の形状を変更する。)
-> P1 - FE	n.in		①保管区域の形状変更
	置場所		第1加工棟
員数			1
	型式		_
_	主要な構造	·	<u> </u>
般	寸法(単位	•	概略寸法:約【 L×【 L V V V V V V V V V V V V V V V V V V
仕	その他の構	<b>f成機器</b>	_
様			保管廃棄能力: 【 【 【 】
			ドラム缶(200 L 缶、1 段置き)で保管廃棄する。
	その他の性	能	保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイント
			で明示する。
			■ (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質	「の状態	放射性固体廃棄物
		の臨界防止	——————————————————————————————————————
技	15VW/1.1.154 Pd	( * > MILO   197 TT	[5. 1-F1]
術	字を燃むた	すする施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基	女主版形式	· H y 'OMERY VALUE	た第1加工棟の土間に設置する設計。
準	#40年)ァトス	 損傷の防止	7. 第1加工体の工則に改進する政司。
まに			
基		損傷の防止	<del>_</del>
坐づ		衝撃による損傷の防止	<u> </u>
<	加工施設へ  防止	の人の不法な侵入等の	<del>_</del>
仕様	閉じ込めの	機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の 金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	ル災筌によ		
		における溢水による損	<u></u>
	傷の防止	1にわける価かによる19	
	安全避難通	5 pb /c/c	
	女土贮料坦	1 始守	
	安全機能を	~有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。
			[14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造		
	搬送設備		<del>_</del>
	L.L. LANJOL J.J. 156	の貯蔵施設	_
	核燃料物質 		
	移燃料物質 警報設備等	<u> </u>	<u> </u>

表トー2-2 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術		[20.1-F1] 保管廃棄設備。 廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する設計。
基準に基	廃棄施設	[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物 以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区
づ		域を床面にペイントで明示する設計。
<	核燃料物質等による汚染の防止	-
仕	遮蔽	_
様	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
		[99-F5]
その	り他許可で求める仕様	200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策(固縛措置 含む。)を講じる管理。
添作	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	$\square \vdash 2-1-1$

		来放佣 <b>L</b>
許良	可との対応 許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
Ë	10円が 施設名称	保管廃棄設備
設備・機器名称		{6157}
I	幾器名	保管廃棄設備
	· 	廃棄物保管区域
	更内容	変更なし
	置場所	第1加工棟
員数		1
	型式	_
_	主要な構造材	_
般	寸法 (単位:m)	概略寸法: L×LV V
仕	その他の構成機器	_
様		保管廃棄能力:
		ドラム缶 (200 L 缶、2 段積み以下) で保管廃棄する。
	その他の性能	保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイント
ĺ		で明示する。
ĺ		■ (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
ĺ	核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	_
技		[5. 1-F1]
術	安全機能を有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基		た第1加工棟の土間に設置する設計。
準	地震による損傷の防止	——————————————————————————————————————
に	津波による損傷の防止	_
基	外部からの衝撃による損傷の防止	_
づく	加工施設への人の不法な侵入等の	_
	防止	
仕	193112	[10. 1-F3]
様	閉じ込めの機能	固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の
	M C C V V V I W III	金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	大災等による損傷の防止 大災等による損傷の防止	——————————————————————————————————————
	加工施設内における溢水による損	_
	傷の防止	
	安全避難通路等	_
	女土姓無地山寸	[14. 1-F1]
		設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
		世等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、 、
		腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
		あることができる設計。
	安全機能を有する施設	y ることが ( c る の以 n l o
		[14. 2–F1]
		安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に
		選手ではいる。 維持するための保守及び修理ができるように、 これらの作業性を考慮し
		た設計。
	  材料及び構造	
	搬送設備	
		_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
<u> </u>	放射線管理施設	

表トー2-3 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

		[90 1 [21]
技術		[20.1-F1] 保管廃棄設備。 廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する設計。
基準	廃棄施設	[20. 2-F1]
に		保管廃棄設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
基		以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区
づ		域を床面にペイントで明示する設計。
<	核燃料物質等による汚染の防止	_
仕	遮蔽	_
様	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
		[99-F5]
その	D他許可で求める仕様	200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策(固縛措置
		含む。)を講じる管理。
添作	寸図	図ト $-2-1-1$

		許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可	可との対応	施設名称	保管廃棄設備
·			{6158}
設備・機器名称 機器名			保管廃棄設備 <b>。</b> 廃棄物保管区域
変更内容			変更なし
設置	置場所		第1加工棟
員数	· 汝		1
	型式		_
一般	主要な構造材		_
	寸法 (単位:m)		概略寸法:約◘◘◘L× <b>■</b> ■
仕	その他の構成機器		_
様	その他の性	生能	保管廃棄能力: ドラム缶 (200 L 缶、1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備。 廃棄物保管区域を床面にペイント で明示する。 (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質	・ ・ の状態	放射性固体廃棄物
	核燃料物質	重の臨界防止	_
技術基	安全機能を有する施設の地盤		[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され た第1加工棟の土間に設置する設計。
準		ら損傷の防止	_
に	津波による損傷の防止		_
基	外部からの衝撃による損傷の防止		_
づく	加工施設への人の不法な侵入等の 防止		_
仕様	閉じ込めの	)機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の 金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等によ	こる損傷の防止	_
	加工施設内における溢水による損 傷の防止		_
	安全避難通	<b>通路等</b>	_
	安全機能を有する施設		[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。
			安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に 維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮し た設計。
	材料及び構造		_
	搬送設備		_
	核燃料物質の貯蔵施設		_
	警報設備等		_
	放射線管理施設		_

表ト-2-4 保管廃棄設備 発表 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術基準に基づ	廃棄施設	[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する設計。
		[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。
<	核燃料物質等による汚染の防止	——————————————————————————————————————
仕	遮蔽	_
様	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	)他許可で求める仕様	[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策(固縛措置を含む。)を講じる管理。
添作	<b></b>	$\square \vdash 2-1-1$

		原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可	Tとの対応 施設名称	保管廃棄設備
	旭权石机	
設備	・機器名称	{6159} 归签序案引进
杉	<b>後器</b> 名	保管廃棄設備 <b>。</b> 廃棄物保管区域
亦ョ		産業物保管区域の形状を変更する。)
<b>久</b> 又 		①保管区域の形状変更
沙臣		第1加工棟
員数		1
只多	<u>、</u> 型式	
一般	主要な構造材	
仕	寸法 (単位:m)	東側区域 約
様	その他の構成機器	
	C 12 10 17 11 19/21/X/III	保管廃棄能力: <b></b>
		ドラム缶 (200 L 缶、2 段積み以下)及び大型金属容器 (1 段置き)で保
		管廃棄する。
	その他の性能	保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイント
		で明示する。
		■ (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	_
技		[5. 1-F1]
術	安全機能を有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基		た第1加工棟の土間に設置する設計。
準	地震による損傷の防止	<del>-</del>
に	津波による損傷の防止	_
基	外部からの衝撃による損傷の防止	_
づ、	加工施設への人の不法な侵入等の	_
く 仕	防止	
  様		[10. 1-F3]
1737	閉じ込めの機能	固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の
		金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	_
	加工施設内における溢水による損	_
	傷の防止	
	安全避難通路等	——————————————————————————————————————
		[14.1-F1] - 乳は、 1まながら本たがよっては、同内は担けませると担格ながま
		設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、
		革命に毕処し、囲事時及び設計 蓋革事政時に忍足される価度、極度、圧力、   腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
		することができる設計。
	安全機能を有する施設	
		[14. 2-F1]
		安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に
		維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮し
		た設計。
	材料及び構造	_
	搬送設備	
		_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	A Company of the Comp	L

表ト-2-5 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術基準に基づ	廃棄施設	[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する設計。  [20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。
<	核燃料物質等による汚染の防止	_
仕	遮蔽	_
様	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その他許可で求める仕様		[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策(固縛措置 含む。)を講じる管理。 大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる管 理。
添作	·	図

		来政佣 <b>▲ </b>
許良	可との対応 許可番号 (日付) <u>許可番号 (日付)</u>	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
施設名称		保管廃棄設備
   設備	<b>端・機器名称</b>	[6160]
		保管廃棄設備。
		<b>廃棄物保管区域</b>
-	更内容	変更なし
	置場所	第1加工棟
員数		1
	型式	_
	主要な構造材	Imple 124 At 1 To 1
	寸法 (単位:m)	概略寸法:約◘◘◘L×¶¶₩
仕様	その他の構成機器	
你		保管廃棄能力:
	w - 60 - 11 64	ドラム缶 (200 L 缶、1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイント
	その他の性能	保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイント
		で明示する。
	144 141 161 161	■ (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	
技		[5.1-F1]
術	安全機能を有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基		た第1加工棟の土間に設置する設計。
準に	地震による損傷の防止	_
基	津波による損傷の防止	_
左づ	外部からの衝撃による損傷の防止	_
 	加工施設への人の不法な侵入等の	_
仕	防止	
様		[10. 1-F3]
1-7	閉じ込めの機能	固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の
	[ // hh ] ] w [ ] # _ p [ . ]	金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	_
	加工施設内における溢水による損	_
	傷の防止	
	安全避難通路等	
		[14. 1-F1]
		設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準に対する。
		準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、 原条性標準を たまなができることである場合である。
		腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
	安全機能を有する施設	することができる設計。
		[14.0 [21]
		[14.2-F1] から機能ながあみとなるよの検索なが計解析がというと思わなら機能ながあると
		安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に 維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮し
		た設計。
	   材料及び構造	C   以   D   D   D   D   D   D   D   D   D
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_

表トー2-6 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術基		[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、 原棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する設計。
産準に基づ	廃棄施設	[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物 以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。
<	核燃料物質等による汚染の防止	_
仕	遮蔽	_
様	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	D他許可で求める仕様	[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策(固縛措置 含む。)を講じる管理。
添作	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	$\square \vdash 2-1-1$

	10		表故佣
  許同	可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
<u> </u>	施設名称		保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名			{6161} 保管廃棄設備 <b>。</b> 廃棄物保管区域
変更内容			変更なし
設置	置場所		第1加工棟
員数			1
	型式		
-	主要な構造	<b></b>	_
般仕	寸法(単位: m)		概略寸法:西側区域 約 <b>  □</b> <sup>1</sup> × <b>■</b> □ <sup>1</sup> × <b>■</b> ■ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
様	その他の構成機器		
	その他の性	生能	保管廃棄能力: ドラム缶 (200 L 缶、1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイント で明示する。 (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質	 質の状態	放射性固体廃棄物
		質の臨界防止	_
技術基	安全機能を	そ有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1加工棟の床に設置する設計。
準	地震による	5損傷の防止	
に	津波による	る損傷の防止	
基、	外部からの衝撃による損傷の防止		
づく:	加工施設への人の不法な侵入等の防止		
仕様	閉じ込めの	)機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の 金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等によ	こる損傷の防止	——————————————————————————————————————
	加工施設内における溢水による損傷の防止		_
	安全避難通路等		_
	安全機能を	で有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。
			[14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造		
	搬送設備		
	核燃料物質の貯蔵施設		_
	警報設備等		_
	放射線管理施設		

表ト-2-7 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術基		[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する設計。
準に基づ	廃棄施設	[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物 以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。
<	核燃料物質等による汚染の防止	_
仕	遮蔽	_
様	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	0他許可で求める仕様	[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策(固縛措置 含む。)を講じる管理。
添作	寸図	$\square \vdash 2-1-1$

# 

		ı	果設佣 <b>ы = = = = = = = = = = = = = = = = = = =</b>
  許可	「との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
ит - Э	1 C 42 X1 W.	施設名称	保管廃棄設備
設備・機器名称		<del>f.</del>	{6162}
機器名		1,	保管廃棄設備
175	发行产/口		廃棄物保管区域
変更	[内容		改造(保管廃棄能力を から に変更する。(保管廃棄能
			力を変更するが工事は行わない。))
設置	場所		第1加工棟 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
員数	ζ		1
	型式		_
- [	主要な構造		_
	寸法(単位		概略寸法:約 <b>□</b> □L× <b>□</b> □□W
	その他の様		——————————————————————————————————————
様	C V / 1E V / 1F	TANKAR	保管廃棄能力:
100			ドラム缶 (200 L 缶、3段積み以下) 及び大型金属容器(1段置き)で保
			下ノム山(2001 山、3段積の以上)及び八宝並属存储(1段直さ)(床   管廃棄する。
	その他の性	比能	
			保管廃棄設備 <b>  </b>
			で明示する。
-	+大林小(1 +一斤	テカルが	<u>■                                    </u>
$\overline{}$	核燃料物質		放射性固体廃棄物
	核燃料物質	<b>近の臨界防止</b>	
技	A 1/1/ 61a 3	1. 3 - 11H - 14.4H	[5.1-F1]
	安全機能を	すする施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基			た第1加工棟の土間に設置する設計。
, F		5損傷の防止	_
に	津波による	5損傷の防止	_
基	外部からσ	)衝撃による損傷の防止	_
づし	加工施設へ	への人の不法な侵入等の	_
<	防止		
仕			[10. 1-F3]
様	閉じ込めσ	)機能	固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の
			金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
Ī	火災等によ	こる損傷の防止	_
Ī	加工施設内	引における溢水による損	_
- 1	傷の防止		
	安全避難通		_
ŀ	<u>у ( ш. с. ) (ш. с.</u>		[14. 1-F1]
			- 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
			準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、
			腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
			することができる設計。
	安全機能を	:有する施設	
			[14. 2-F1]
			安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に
			維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮し
			た設計。
}	材料及び様		—
	搬送設備	1.化	_
_ F		かた夢歩池	_
- +		ぼの貯蔵施設	
	警報設備等		_
	放射線管理	上他	_

表ト-2-8 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

	X1 2 0 WEDLARDING TO THE STATE OF THE STATE		
技術基		[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する設計。	
準に基づ	廃棄施設	[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。	
<	核燃料物質等による汚染の防止	_	
仕	遮蔽	_	
様	換気設備	_	
	非常用電源設備	_	
	通信連絡設備	_	
その他許可で求める仕様		[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策(固縛措置含む。)を講じる管理。 大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる管理。	
添作	·	図	

# 

			果設佣 <b>┗</b>
  許可	「との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
ит - Э	C 427/17/01	施設名称	保管廃棄設備
設備・機器名称		<del>र</del>	{6163}
機器名		11,	保管廃棄設備
175	64户/口		廃棄物保管区域
変更	内容		改造(保管廃棄能力を から に変更する。(保管廃棄能
			力を変更するが工事は行わない。))
設置	場所		第1加工棟
員数	[		1
	型式		_
- [	主要な構造		_
	寸法(単位		概略寸法:約 <b>■ □</b> L× <b>■ □</b> W
	その他の様		——————————————————————————————————————
様	C V / 1E V / 1F	7/X/X/10F	保管廃棄能力:
100			ドラム缶 (200 L 缶、3 段積み以下)及び大型金属容器 (1 段置き)で
			保管廃棄する。
	その他の性	比能	保管廃棄設備
			で明示する。
-	++-140/101 + F9	FOUNDER	■ (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質		放射性固体廃棄物
L	核燃料物質	重の臨界防止	
技	. 1 . 8 . 146 . 61 . 5		[5. 1-F1]
	安全機能を	で有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基			た第1加工棟の土間に設置する設計。
	地震による	が損傷の防止	_
に	津波による	5損傷の防止	_
基	外部からσ	)衝撃による損傷の防止	_
づ	加工施設へ	の人の不法な侵入等の	_
<	防止		
仕			[10. 1-F3]
様	閉じ込めσ	)機能	固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の
			金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
Ī	火災等によ	こる損傷の防止	_
		列における溢水による損	_
- 1	傷の防止		
	安全避難通	角路等	_
ı	<u> Дажалия</u>		[14. 1-F1]
			- 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
			準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、
			腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
			することができる設計。
	安全機能を	と有する施設	
			[14. 2-F1]
			安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に
			維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮し
			た設計。
}	 材料及び様	<b>碁</b> :生	<u>—</u>
- F		<b>7</b> 亿	
_ F	搬送設備	たの的禁状部	
- +		ぼの貯蔵施設	
	警報設備等		_
	放射線管理	<b>出他</b> 說	_

表ト-2-9 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術基準に基	廃棄施設	[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、
づく	核燃料物質等による汚染の防止	域を床面にペイントで明示する設計。 —
仕様	遮蔽 換気設備	
	非常用電源設備 通信連絡設備	
その他許可で求める仕様		[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策(固縛措置含む。)を講じる管理。 大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる管理。
添作	寸図	図ト $-2-1-1$

黄色マーカー:次回以降申請する安全機能(機能性能等)について記載しているもの

緑色マーカー:本申請で安全機能を確認し、次回以降申請においても一部の安全機能を確認するもの

青色マーカー: 工事の方法について記載しているもの 灰色マーカー: 該当しない理由について記載しているもの

二重取消線 :他の設備で申請する安全機能について説明しているもの

その他:位置、構造強度、機能性能の全てを認可対象として申請しているもの

# 表チー2-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様

		許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可	[との対応	施設名称	が
設備	設備・機器名称		{7008} ガンマ線エリアモニタ
機器名			
			検出器
			移設(第1加工棟に設置しているガンマ線エリアモニタ 検出器 2 台の うち に設置している 1 台を、建物の耐震補強工事
			うち、 <b>」 一                                   </b>
変り	[内容		と干渉するため同室内で移設し、第1加工棟の壁への固定を行う。(
			に設置している他の1台については、変更はない。))
			①ガンマ線エリアモニタ 検出器の一部移設
	置場所		第 1 //II ⊥1宋
員数			2 台(各設置場所に1 台ずつ)
	型式		半導体式
	主要な構造	E++	検出器本体:ABS 樹脂
般	土安は特定	⊒1∕1	アンカーボルト:鋼
仕	寸法(単位	Z: mm)	概略寸法:
様	その他の様	<b>素成機器</b>	_
	その他の性	1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	測定範囲 (¶ μ Sv/h)
	核燃料物質		
		で の 臨界防止	_
  技	45/66/11/07 5	€ < > MHQL DJ TT	[5. 1-F1]
術	<b>左</b> 会  後半さ	と有する施設の地盤	- 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基	女主放形で	1年9つ地政の地盤	女主機能を有する過数を「力に文持することがくさる地盤に改置された第1加工棟の壁に固定する設計。
準			
単に	地震による	5損傷の防止	[6.1-F1]
基	V4 V4 1 - 1 - 7		耐震重要度分類を第3類とし、第1加工棟の壁に固定する設計。
		5損傷の防止	
1 1		衝撃による損傷の防止	
<   		への人の不法な侵入等の	_
	防止		
様	閉じ込めの	)機能	
			[11. 3-F1]
			アンカーボルトを不燃性材料である鋼製とする設計。
			アンカーボルトの材料を別表チー2-1-1に示す。
	火災等によ	にる損傷の防止	
			[11. 3–F2]
			分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。
			配線用遮断器の結線図を図リー4-1-6に示す。
		羽における溢水による損	_
	傷の防止		
	安全避難通	角路等	<del>-</del>
			[14. 1-F1]
			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
			準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、
			腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
	<b>ウム**********</b>	、七十7七郎	することができる設計。
	女王機能を	で有する施設	
			[14. 2-F1]
			当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
			能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業
			性を考慮した設計。
	材料及び様		
	搬送設備	4 ~ <u>~</u>	_
		 〔の貯蔵施設	_
ш	少然们们	ミマンド 1 /中央が出自义	

表チ-2-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様(続き)

技術基準に基	警報設備等	[18.1-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率 $(500~\mu~Sv/h)$ に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤 $(ガンマ線エリアモニタ)$ $(1)$ により警報を発する設計。なお、放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)は、次回以降の申請で適合性を確認する(別表チー $2-1-2$ )。
づく仕様	放射線管理施設	[19.1-F2] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率 (500 $\mu$ Sv/h) に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) $^{(1)}$ により警報を発する設計。なお、放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)は、次回以降の申請で適合性を確認する(別表チー $2-1-2$ )。
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	[24.2-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器は、バッテリを内蔵する設計。  [24.2-F2] ガンマ線エリアモニタ 検出器は、非常用電源設備 No.1 非常用発電機(2)、非常用電源設備 No.2 非常用発電機(2)に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。  技術基準【非常用電源設備 Mo.2 非常用発電機に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計」の仕様は、本申請で適合性確認を受けるものである。添付図欄に示す図リー4-1-6で非常用電源系統への接続状況を確認する。
	通信連絡設備	_
<b>—</b>	)他許可で求める仕様	_
添作	<b>计</b> 図	図チ $-2-1-1$ 、図チ $-2-1-2$ 、図リ $-4-1-6$

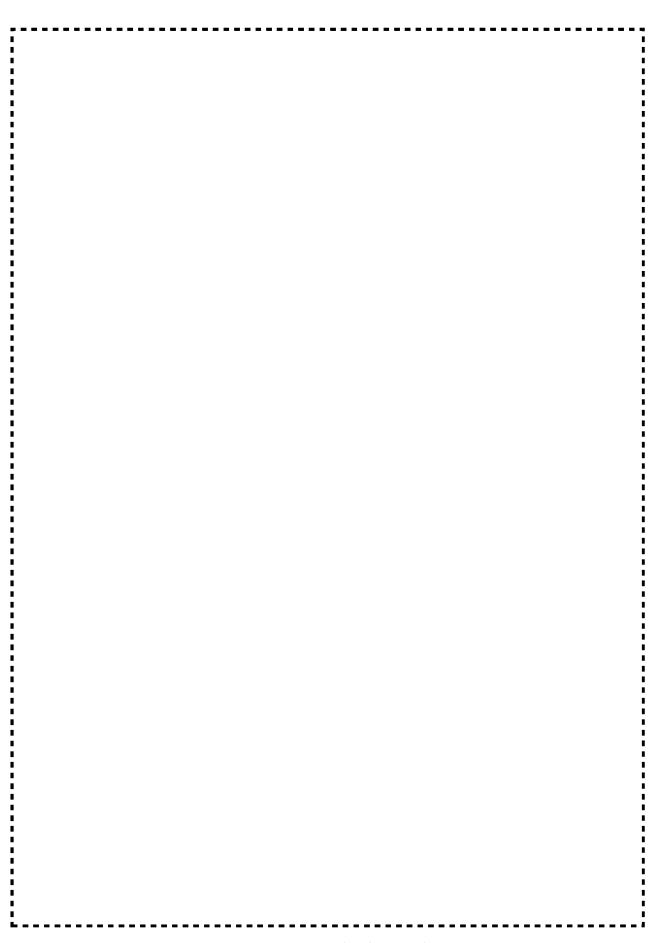
- (1) 放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)は、次回以降の申請で適合性を確認するが、ガンマ線エリアモニタ 検出器の安全機能の確認は、既存の放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)で行う。また、放射線監視盤(ガ ンマ線エリアモニタ)の適合性確認までの間は、既存の放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)に接続し、安 全機能を維持する。
- (2) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機は、次回以降の申請で適合性を確認するが、これらに接続する設備・機器の安全機能の確認は、既存の非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機の適合性確認までの間は、既存の非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、安全機能を維持する。

### 別表チー2-1-2 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様

(次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
警報設備等	[18.1-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある線量当量 (500 $\mu$ Sv/h) に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) により警報を発する設計。	
放射線管理施設	[19.1-F2] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある線量当量 (500 $\mu$ Sv/h) に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) により警報を発する設計。	

仕様表チー2-1の次回以降の申請で適合性を確認する範囲について記載した箇所の内容と上記別表チー2-1-2の内容は、整合が取れたものとしている。



図リー4-1-6 第1加工棟 配線用遮断器結線図

黄色マーカー:次回以降申請する安全機能(機能性能等)について記載しているもの

緑色マーカー: 本申請で安全機能を確認し、次回以降申請においても一部の安全機能を確認するもの

青色マーカー: 工事の方法について記載しているもの 灰色マーカー: 該当しない理由について記載しているもの

二重取消線 :他の設備で申請する安全機能について説明しているもの

その他:位置、構造強度、機能性能の全てを認可対象として申請しているもの

### 表リー2-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 仕様

_,		許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許同	丁との対応	施設名称	遮蔽壁 No. 1
			{1008}
建物・構築物名称			遮蔽壁
ACIA MARIAM			遮蔽壁 No. 1
建物	<b>か・構築物</b> の	 D区分	本体
_	<u>-                                    </u>		変更なし
	置場所		第1加工棟 •
員数			1 基
,,,,,	型式		自立型
_	主要な構造	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	別表リー2-1-2に示す。
般	寸法(単位		■ (遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 全体)
仕	その他の構		_
様	その他の性		_
	核燃料物質		_
		重の臨界防止	_
技	12 (7/10)   1   1   2	- Hill 71 174	[5. 1-B1]
術			遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 は、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐
基			震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、基礎
準			の接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計。
に			
基			・支持方法 十分な支持性能を有する表層地盤(人工盛土)に直
づ			接支持させる。
<	安全機能を	と有する施設の地盤	・基礎構造 直接基礎
仕			・地盤の許容応力度
様			<u> </u>
			遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 は、加工事業変更許可申請書(平成 30 年 3 月 28
			日付け原規規発第 1803284 号)に示すように、液状化のおそれがなく、耐
			震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽
			壁 遮蔽壁 No. 1 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。
			[6. 1–B1]
			遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 の耐震重要度分類を第1類(割増係数 1. 5)とし、
	地震による	5損傷の防止	耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度
			が、短期許容応力度を超えない設計。
			遮蔽壁 遮蔽壁 No.1の構造を別表リー2-1-1に示す。
		5損傷の防止	_
		)衝撃による損傷の防止	(1)
		への人の不法な侵入等の	_
	防止	- LUV Ale	
	閉じ込めの	)機能	_
			[11.3-B1]
	火災等によ	にる損傷の防止	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三
			で定める不燃性材料(鉄筋、コンクリート)を使用する設計。
	An 11	-) - to t - va to - 2 - 0	使用する材料を別表リー2-1-2に示す。
		rにおける溢水による損	_
	傷の防止	<b>火 ロ</b> 力 大大	
	安全避難追	<b>担</b> 路寺	
			[14.1-B1]
	/→ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準数に進行し、済労は日本が記ませた。
	女至機能を	と有する施設	準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、   原金性電照点 おけりだの クェッ 環境条件において、そのよう機能などに
			腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
			することができる設計。

表リー2-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 仕様(続き)

技術基	安全機能を有する施設	[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
準	材料及び構造	_
に	搬送設備	_
基	核燃料物質の貯蔵施設	_
づ	警報設備等	_
<	放射線管理施設	_
仕	廃棄施設	_
様	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	[22.1-B1] 加工事業変更許可申請書 (平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSvより十分に低減できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。(図へ−2−1−53)  ○遮蔽壁 遮蔽壁 No.1の遮蔽機能としての仕様(設計確認値)  [22.2-B1] 壁により外部放射線を低減する設計。
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
_	)他許可で求める仕様	_
添作	<b>十</b> 図	$   y - 2 - 1 - 1 \sim   y - 2 - 1 - 2   $

- (1) 第1加工棟内に自立している構築物であり、外部からの衝撃による影響を受けるおそれはない。
- (2) 建築基準法施行令第九十三条の規定により、国土交通大臣が定める方法を定めた平成 13 年国土交通省告示第 1113 号に基づく試験を行い確認。

## 表リー2-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.4 仕様

			2-2 燃献生 燃献生 10.4 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
許可	可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	7.47.6	施設名称	遮蔽壁 No. 4
			{1011}
建物・構築物名称			遮蔽壁
			遮蔽壁 No. 4
建物	め・構築物⊄	の区分	本体
変更	巨内容		変更なし
⇒几 马	프샤티 금드		第1加工棟 📭
取	置場所		
員数	女		1 基
	型式		自立型
<u> </u> —	主要な構造	<b>造材</b>	別表リー2-2-2に示す。
般	寸法(単位	½:mm)	(遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 全体)
仕	その他の構	<b></b>	—
様	その他の性	上能	_
	核燃料物質	<b>重の状態</b>	_
		質の臨界防止	_
技	12 (7/10)   12	C - 1941/1/1/2	[5. 1-B1]
術基準に			遮蔽壁 遮蔽壁 No.4は、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、基礎の接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計。
基づく	安全機能を	・有する施設の地盤	・支持方法 十分な支持性能を有する表層地盤(人工盛土)に直 接支持させる ・基礎構造 直接基礎
仕様			・地盤の許容応力度
			遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 は、加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)に示すように、液状化のおそれがなく、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4を十分に支持することができる地盤に設ける設計。
	地震による	5損傷の防止	[6.1-B1] 遮蔽壁 No.4の耐震重要度分類を第1類(割増係数1.5)とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計。 遮蔽壁 遮蔽壁 No.4の構造を別表リー2-2-1に示す。
	津波による	る損傷の防止	_
	外部からの	)衝撃による損傷の防止	(1)
	加工施設~	への人の不法な侵入等の	
	閉じ込めの	ン状体やに	
		ノ作業形	
	火災等によ	こる損傷の防止	[11.3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No.4の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料(鉄筋、コンクリート)を使用する設計。 使用する材料を別表リー2-2-2に示す。
	加工施設 傷の防止	内における溢水による損	_
	安全避難追		_
		≥有する施設	[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
	女生機能を	7月9る施設	

表リー2-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.4 仕様 (続き)

技術基	安全機能を有する施設	[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
準	材料及び構造	_
に	搬送設備	_
基	核燃料物質の貯蔵施設	_
づ	警報設備等	_
<	放射線管理施設	_
仕	廃棄施設	_
様	核燃料物質等による汚染の防止	_
様	遮蔽	[22.1-B1] 加工事業変更許可申請書 (平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSvより十分に低減できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。(図へ−2−1−53) ○遮蔽壁 遮蔽壁 No.4の遮蔽機能としての仕様(設計確認値)
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	D他許可で求める仕様	_
添付	· 中図	$   y - 2 - 2 - 1 \sim y - 2 - 2 - 2 $

- (1) 第1加工棟内に自立している構築物であり、外部からの衝撃による影響を受けるおそれはない。
- (2) 建築基準法施行令第九十三条の規定により、国土交通大臣が定める方法を定めた平成 13 年国土交通省告示第 1113 号に基づく試験を行い確認。

表リー3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様

		1	3-1 例 <code-block></code-block>
		許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
許同	可との対応	  施設名称	防護壁 No. 1
		旭以石柳	防護壁 No. 2
			{1012}
建物	勿・構築物名	<b>占称</b>	防護壁
			防護壁 No. 1 <sup>(1)</sup>
建物	勿・構築物⊄	D区分	本体
76.	F.J. C		新設(竜巻対策のために第1加工棟北側に新設する。)(別表リー3-1-
変り	<b></b> 更内容		1に示す構造とする。)
設置	置場所		第1加工棟 北側屋外
員数	**		1 基
230	型式		自立型、コンクリート充填扉付き
_	T. 7		鉄筋コンクリート壁、コンクリート充填扉
般	主要な構造	<b></b>	
仕			別表リー3-1-2に示す。   (防護壁 防護壁 No.1 全体)
様			西壁 .
1270	寸法(単位	左:mm)	東壁
			木型
	その他の様	表 <del>(1) 松</del> 92	
	その他の性		
	核燃料物質		
		1の仏恩 『の臨界防止	_
技	核燃料物質	1の臨界的正	
術基準に基づく仕様	安全機能を	≥有する施設の地盤	防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) は杭基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、防護壁 防護壁 No.1 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。  支持層は、加工事業変更許可申請書のとおり、N値 30 以上の洪積層である大阪層群(泉南累層)とする設計。  ・支持方法 N値 30 以上の洪積層(粘土層及び砂層)に杭基礎で支持させる ・杭材料 ・杭先端深さ (12) ・杭配置 図リー3-1-3  防護壁 防護壁 No.1 は、加工事業変更許可申請書(平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号)に示すように、液状化のおそれがなく、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、防護壁 防護壁 No.1 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。
		6損傷の防止	[6.1-B1] 防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む)の耐震重要度分類を第1類(割増係数1.5)とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計。 ○構造・寸法を図リー3-1-2から図リー3-1-8に示す。
	津波による	5損傷の防止	(2)
	外部からの	)衝撃による損傷の防止	[8.1-B2] (竜巻) 防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) は加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号) に示すように設計竜巻(F1、最大風速49 m/s) による竜巻荷重を上回る強度を有し、設計竜巻に伴う飛来物(プレハブ) による損傷が生じない設計。

## 表リー3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様 (続き)

	<b>4</b> ター 3	1 別受生 例受生 10.1 江水(肌さ)
技		○防護壁 防護壁 No. 1(コンクリート充填扉を含む)を新設 ・位置
術		 配置を図リー3-1-1に示す。
基準		・構造・寸法 構造・寸法を図リー3-1-2から図リー3-1-8に示す。
に		· 材料
基づ		主な材料を別表リー3-1-1に示す。
く仕		(落雷) <sup>(3)</sup>
様		(極低温) <sup>(4)</sup>
		(降下火砕物) — <sup>(5)</sup>
		(積雪) — <sup>(6)</sup>
	外部からの衝撃による損傷の防止	(生物学的事象) <sup>(7)</sup>
		(航空機落下) <sup>(8)</sup>
		(森林火災、外部火災) [8.1-B5] [8.2-B2] 想定する火災源に対し、その影響を受けないための離隔距離が、危険距離以上とする設計。また、想定する爆発源に対して、その影響を受けないための離隔距離が、危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する設計。防護対象施設と敷地内の竹林及び危険物施設の位置関係を図へ-2-1-56に、防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係を図へ-2-1-57に、敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置を図へ-2-1-58に、敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置を図へ-2-1-59に示す。また、想定する火災源、爆発源からの離隔距離を別表リ-3-1-3に示す。(9) (電磁的障害) —(10)
	加工施設への人の不法な侵入等の 防止	_
	閉じ込めの機能	<u> </u>
	火災等による損傷の防止	[11.3-B1] 防護壁 No.1の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料(鉄筋、コンクリート)を使用する設計。 使用する材料を別表リー3-1-2に示す。
	加工施設内における溢水による損 傷の防止	<u> </u>
	安全避難通路等	_
	•	

#### 表リー3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様(続き)

技術基準に基づく仕	安全機能を有する施設	[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。 [14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
様	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	核燃料物質等による行業の例正	[22. 1-B1]
	遮蔽	加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSv より十分に低減できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。(図へ-2-1-53)  (防護壁 防護壁 No.1の遮蔽機能としての仕様(設計確認値)・壁厚さ: ・壁長さ・・壁長さ・・壁及びコンクリート充填扉の遮蔽体としての・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
L	通信連絡設備	
	り他許可で求める仕様	[99-B4] 防護壁 No.1 は F3 風荷重で損傷することなく、トラックウィング車の衝突で倒壊せず、第1加工棟をトラックウィング車から防護する設計。
添作	寸図	$ ⊠ J - 3 - 1 - 1 \sim ⊠ J - 3 - 1 - 6 $
(1)	加丁重業亦再許可由詩書に示して	いた防護壁 No. 1. 防護壁 No. 2 は基礎を共有する構築物とすることとした

- (1) 加工事業変更許可申請書に示していた防護壁 No. 1、防護壁 No. 2 は基礎を共有する構築物とすることとしたため、本設工認ではこれらをあわせて防護壁 防護壁 No. 1 として申請する。本設工認における防護壁 防護壁 No. 1 は地上部に2つの壁を有する構造であり、加工事業変更許可申請書に記載した第1加工棟の竜巻対策としての防護壁の安全設計方針(2つの壁により竜巻防護する)から変更はない。
- (2) 本加工施設の敷地は標高約48 m にあり、基準津波の最大遡上高さ6 m と比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (3) 建築基準法第三十三条にある高さ 20 m以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第 1 項 第十四号に定める指定数量の 10 倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (4) 防護壁 防護壁 No. 1 は壁と扉のみの構造であり、極低温の影響を受けるおそれはない。
- (5) 防護壁 防護壁 No.1に屋根はないため、火山活動(降下火砕物)の影響を受けるおそれはない。
- (6) 防護壁 防護壁 No.1 に屋根はないため、積雪の影響を受けるおそれはない。

- (7) 防護壁 防護壁 No.1 は壁と扉のみの構造であり、生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (8) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が10<sup>7</sup>(回/施設・年)を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを確認している。
- (9) 防護壁 防護壁 No. 1 は航空機落下火災の評価対象に該当しない。
- (10) 防護壁 防護壁 No. 1 はインターロックを有しておらず、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (11) 防護壁 防護壁 No. 1 は一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。防護壁 No. 1 と町道の位置関係を示したものを図 $\sim 2-1-5$  5 に示す。
- (12) 杭の杭先端深さについては、施工管理により多少変動する場合がある。

表リー4-1 非常用設備

	設備・機器名称		技術基準に			
設置場所	機器名	汎用部品	基づく仕様	員数	変更内容	添付図
第1加工棟	{8038} 緊急設備 非常用照明 <sup>(1)</sup>	器具本体、ラ ンプ、バッテ リ、配線	安全避難通 路等	1式(15台)	改造(全数取 替え)	図
第1加工棟	{8038-2} 緊急設備 誘導灯 <sup>(1)</sup>	器具本体、ラ ンプ、バッテ リ、配線	安全避難通 路等	1式 (47 台)	改造(一部取替え、追加、残り再据付け)	
第1加工棟	[8035] 緊急設備 避難通路	避難通路表示	安全避難通 路等	1 式	新設	図リー4ー 1-1
第1加工棟	[8007-7] 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送 設備(スピーカ)) <sup>(1)(5)</sup>	器具本体 (スピーカ)、配線	通信連絡設 備等	1式 (10 台)	改造(全数取 替え)	
第1加工棟	【8007-10】 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設 備(アンプ)) <sup>(1)(5)</sup>	器具本体 (ア ンプ、バッテ リ、マイク)、 配線	通信連絡設 備等	1式 (1 台)	改造 (再据付け)	図
第1加工棟	[8007-8] 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内 携帯電話機 (PHS アンテナ)) <sup>(1) (5)</sup>	器 具 本 体 (PHS アンテ ナ)、配線、所 内携帯電話 機 (PHS)	通信連絡設 備等	1式 (5 台)	改造 (一部取 替え・追加、残 り再据付け)	図リー4- 1-2 図リー4- 1-8
第1加工棟	{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知 器) <sup>(1)</sup>	器具本体、配線	火災等によ る損傷の防 止	: 27 台 煙 感 知 器 (スポット 型) : 35 台	改造(一部取 替え・型式変 更、残り再据 付け)	1-3 図リ-4- 1-9
第1加工棟	{8009-6}   火災感知設備   自動火災報知設備 (受信機) (1)	受信機本体、バッテリ、配線	火災等によ る損傷の防 止	1 式 [受信機:1] 台 (P 型受 [信機)	改造(再据付け)	
第1加工棟	{8010-5} 消火設備 消火器	消火器	火災等によ る損傷の防 止	1 式 ABC 粉末消 火器 10 型 : 20 本 ABC 粉末消 火器 20 型 : 13 本 ABC 粉末消 火器 50 型 : 2 本	増設 (1 本撤 去、3本増設)	1-4
屋外	{8012-3} 消火設備 屋外消火栓 <sup>(1)(2)</sup>	屋外消火栓	火災等によ る損傷の防 止	工式	仮移設(1 台) <sup>④</sup>	
屋外	{8012-5} 消火設備 屋外消火栓配管 <sup>(1) (2)</sup>	屋外消火栓配管	火災等によ る損傷の防 止	1式	仮移設 (3 箇 所) <sup>(3)</sup>	図
/:\	[度分類第3類とする					

<sup>(1)</sup> 耐震重要度分類第3類とする。

- (2) 消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は凍結防止のため、地上露出部に断熱材を巻く措置を講じる。
- (3) 第1加工棟の を撤去する工事及び隣接一般建物の外壁補強工事を実施するに当たって、 干渉する既設の消火設備 屋外消火栓配管の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、消火 設備 屋外消火栓配管を一時的に取り外し仮移設する。仮移設中においてもその安全機能を維持するための 措置(消火器の設置、可搬消防ポンプを近傍に備えること)を講じる。仮移設した消火設備 屋外消火栓配管 は、次回以降の申請で、仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性を確 認する。
- (4) 加工施設に関係する消火設備 屋外消火栓は6 台 (消火栓 No. 6、消火栓 No. 7、消火栓 No. 10、消火栓 No. 11、消火栓 No. 12、消火栓 No. 13) であり、このうち、第1加工棟全域を包含できるように設置する消火設備 屋外消火栓は4 台 (消火栓 No. 6、消火栓 No. 7、消火栓 No. 10、消火栓 No. 11) である。本申請に係る防護壁 防護壁 No. 1 の設置工事を実施するに当たって、干渉する消火設備 屋外消火栓の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、消火設備 屋外消火栓 (消火栓 No. 6) の仮移設を行う。なお、消火設備 屋外消火栓 (消火栓 No. 6、消火栓 No. 7、消火栓 No. 10、消火栓 No. 11、消火栓 No. 12、消火栓 No. 13)は、次回以降の申請で適合性を確認する。
- (5) 多様性を備えた所内通信連絡設備は、所内通信連絡設備(放送設備)と所内通信連絡設備(所内携帯電話機)の2種類になる。

# 添2表1-1 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果(建物・構築物)

				区分	臨界		均盘	地震			津波	外部衝擊					不法侵入	閉じ込め	火災								溢水	避難通路	安全機能			お米・棹		搬送	貯蔵	警報		放管	廃棄	汚染防止	遮蔽	4	換気	非常用電源	通信連絡	A Sin III	その他許可で	; ) !			
		建物・構築物		技術基準規則	第四条第1項	第四条第2項	第四条第3項	第六条第1項	第六条第2項	第六条第3項	第七条	第八条第1項			第八条第2項	第八条第3項	九条	第十条	第十一条第1項	第十一条第2項	第十一条第3頁		第十一条第4項	第十一条第5項	第十一条第6項	+	第十二条	第十三条	第十四条第1項	第十四条第2項	第十四条第3項	第十四条第4項	第十五条第 2 項	第十六条	第十七条	第十八条第1項	第十八条第2項	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条第1項		第二十三条	第二十四条第1項	第二十四条第2項	第二十五条第 2 項	その他許可で求める仕様	* 5			
施設区分	設置場所	名称	変更内容	項目	単一ユニット	ユニット	臨界警報設備(濃縮度5%以上)	村 震	耐震重要施設	耐震重要施設	津波	自然災害			人為事象	航空機落下	不法侵入 不正アクセス	閉じ込め、落下防止	消火及び警報設備	消火及び警報設備(安重)	不然生及び難然生		水素設備接地	水素滯留防止	熱的制限値	爆発防止	溢水	安全避難通路	環境条件	検査又は試験	内部飛来物	共用施設	施足なが付き上	搬送設備	貯蔵(崩壊熱)	警報	インターロック	放射線管理施設	廃棄施設	TE	直接線 スカイシャイン線	遮蔽設備	換気設備	非常用発電設備		外部への通信連絡	、 I				
				設計番号	_		(4)	6. 1-B1 (重要度分類)	_			8. 1-B2	選 :	8.1-B5 (森林火災)	8. 2-B2 (外部火災)	_	8.1-B1 (堅固障壁)	10.1-B1 (管理区域)	_			11.3-B2 (奶水区画) 11.3-B3 (雪海纸加油)		_	_		12.1-B1 (無溢水源)	13.1-F2 (可搬型照明)		14.2-B1 (検査試験)	_   -	_   -		-   _	_	_	_	_	_	_	22.1-B1 (遮蔽壁等)	22. 2-B1(遮蔽設備)	\	_   -	_   -	25.2-F1(所外連絡)	9-B1 (#	99-B2(隣接建物)	99-B3 (建物撤去)	99-B4 (F3 竜巻)	
核燃料物質の 貯蔵施設	第1加工棟	第1加工棟	改造		_	_		(2)		_	_	- 1	- 1 '	1) (1)		-	• (1)	③ (1)	-		1) (	2) (3	-	_	_	_	① (1)	△ [5]	(1)	<b>●</b> (2)		-	-	_	-	_	_	_	_	_	0	0	_	_  -			1 (1	) (1)	_	(2)	
その他の加工 施設	第1加工棟	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1	変更なし			-	_	) (1)		_		_	_[-		-   -	_			-	-	) -	_ [-	-   -						(1)	© (1)	_[-	_	-   -	-			_		-	-	0	0 -	_[	_		-	1	-	-	-	
その他の加工施設	第1加工棟	遮蔽壁 No. 4	変更なし	,		_ -		) (1)		_		_	_ -			-	_		_	$\rightarrow$	) -	_   -	-	_		_	_	_	(1)		_ -	- -	- -	-	1	<u> </u>	_		_	_		0	_ -	_   -	_	-   -	1	-   -	<u>-</u>	1	
その他の加工 施設	屋外	防護壁 防護壁 No. 1	新設		-	- -	- C	(2)		_	-	(2)	- -	- (2)		-	_	$\left -\right $	-		1) -	-   -	-   -	-	-	_	-		① (1)	(2)	- -	-[-	-   -	-   -		_	-	-	-	-	• (1)	(1)	- -	_   -	-[-	-   -	-	-   -	·	- (1)	

新設:主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。

材放:土安な設備・機器スは煙物・梅染物を材だに改直すること。 増設:構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。 追加:主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。 更新:既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。 改造:既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。

移設:主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。

撤去:既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。

: 当該基準に該当しないもの。

- 内の番号は添2列表1-1-1に示す番号に対応している。 太枠線内は新規制基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。

(注)建物の付属設備(緊急設備、通信連絡設備、火災感知設備、消火設備等)については、添2表1-2(設備・機器に対する確認結果)に示す。

黄色マーカー: 次回以降申請する安全機 能(機能性能等)につい

て記載しているもの

緑色マーカー:本申請で安全機能を確認

し、次回以降申請にお いても一部の安全機能 を確認するもの

青色マーカー: 工事の方法について記載 しているもの

灰色マーカー:該当しない理由について 記載しているもの

二重取消線 :他の設備で申請する安全

機能について説明して

いるもの

その他 : 位置、構造強度、機能性

能の全てを認可対象と して申請しているもの

本文仕様表及び別表の内容と添付書 類2本表の内容は、整合が取れたも のとしている。

# 添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果(設備・機器)

					区分	臨界			地盤	地震			外部衝擊			閉じ込め	火災等						溢水	避難通路	安全機能			材料・構造	搬送	貯蔵	警報		放管	<b>発</b>	汚染防止	遊蔽	換気	非常用電源		通信連絡		その他許可で		
					技術基準規則	第四条第1項	第四条第2項	四	第五条	第六条第1項	第六条第3項	第七条	第八条第1項	八条第	第九条	第十条条	第十一条第1項	第十一条第2項	第十一条第3項	第十一条第4項	第十一条第5項	第十一条第6項	第十一条第7項	第十三条	第十四条第1項	第十四条第2項	第十四条第4項	第十五条第1項	第十六条	第十七条	第十八条第1項	1 + 1	第十九条	_	<u>-</u>	<u></u>	第二十二条第2頁	=	<u></u>	二十五条第	第二十五条第2項	求める仕様		
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	項目	単一ユニット	複数ユニット	臨界警報設備(濃縮度5%以上)	地	村養工要施設	耐震重要施設	津波	自然災害	空機落下	不正	1.	消火及び警報設備	消火及び警報設備(安重)	燃性及び難燃性	水素設備接地	水素滞留防止	熟的制限值	爆発防止	安全避難通路	環境条件	検査又は試験	共用施設	而圧計駅 湖文 V 計駅	·	貯蔵 (崩壊熱)	警報	ンターロッ	放射線管理施設	<b>笼</b> 套	汚染防止	線	<b>進</b>		雷	信連絡設	外部への通信連絡			
					設計番号	1 1	1	-	5.1-F1(地盤)	6. 1-F1(国要度分類) ————————————————————————————————————	. –		8. 1-F2 (整体温)		-	10.1-F2 (密閉構造) 10.1-F3 (汚染の広がり防止)	1-F1 (消火設/	11.1-F2(火災検知) 	11.3-F1 (設備本体)	Ħ l			_ -	(藤藤)	1-F1(環境条	14.2-F1 (検査試験)		_ =		_	18.1-F1 (エリアモニタ) 18.1-F3 (水災磐知)	10.1 F0 (XCXFRXII)	19.1-F2 (エリアモニタ)	1-F1 (獨)	_				2-F1 (/%)	24.2-F2 (非発接続) 25.1-F1 (所内連絡)	_	(時)	99-F3(設備散去) 99-F4(輸送物臨界)	ro.
核燃料物質 の貯蔵施設		第1−1貯蔵容器保管設備	第1-1 貯蔵容器保管区域	撤去			- -					1	_	-	_							-			_	_   -					_   -					_  -			-					_
		■ 粉末・ペレット貯蔵容器 I 型	_	撤去 (480 個)				-   -	-	_	_	-	-   -		_	_ -	-	- -	-	-   -		-	- -	- -	_	_   -		_   -	-	-	_   -	-   -	-	-   -		-	-   -	_	-	- -	- =	_   `	•   -   -	-
	ŀ	第1-1燃料集合体保管設備	第1-1燃料集合体保管区域	撤去			- -		-	_   _		-	_		- -	_   _	-		- -		-   -	-			_	_   -	-   -	_   -			_  -					_			-			- ( <sub>1</sub>		_
	Í	第1-1輸送物保管区域	_	新設		_   _	- -		(1) ·	_   _	_		_	-	_ [	0 –	-	_   _	- -	- -	-   -		_ -	1-1	(1)		-   -	_   -	-   -		_   -		- -	_   _	_	_   -	_ -	_			-   -	(1) -	- (1) (	-
放射性廃棄物の廃棄施		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	改造		_   -	- -	- -	(1) ·	_ -			_ -	-	1	- 0	-	_ -	- -	- -	- -		_ -	1-1	(1)		_	_   -	-   -		_ -	-   -	- (	2) 0	-	_ -	1-	_	4	1	-   -	_   -	(	(1)
政		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	改造		_   -	- -	-   -	(1)	_   _	-		_ -	-	4	- 0	-	_ -	- -	_ -	- -		4-	1-1	(1)	(2) -	-	_   -	-		_ -	-	- (	) (1)		_ -	- -	-	- -	1	-	_   -	-   -   (	(1)
		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし		_ -	- -	- -	(1)	_ -	-	H	_ -	-	- -	- 0	-	- -	- -	#	<del> </del>		#	1 1	(1)	(1)	$\perp$	_ -	-   -		- -	-   -	-   (	0 0	-	_ -	#	-	H	#		_ -	-   -   (	(1)
	[	/日佐藤老沙/曲	廃棄物保管区域	変更なし		_ -	- -	- -	(1)	_ -	-	1	_ -	-	_	- 0	-	_ -	- -	_ -	<del> -</del>		#	1-1	(1)	(1) -	- -	_   -	-   -		_ -	- -	- (	0		_ -	- -	-	<del>                                     </del>	4-	-   -	_ -	- -	(1)
		<u> </u>	廃棄物保管区域	改造		- -	- -	-   -	(1) (1)	-   -	-	- -	- -	-	- -	- 0	1-	- -	- -	- -	- -	- -	#	1-1	1-7	(2) - ©	-   -	-   -	-		- -	-   -	- (	(1)	-	- -	- -	-		#			-   -   (	(1)
		保管廃棄設備 	廃棄物保管区域	変更なし		- -	- -	- -	(1)		$\vdash$	1	- -	-	+	- 0	1-	- -	- -	- -	+-	- -	#	1-1	(1)	(1)	+-	-   -	-   -	-	_ -	-   -	- (	0 0	-	- -	+	-		#	+		- - (	(1) (i)
	<b>;</b>	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし		- -	- -	+-	(1) ⑤	+	-	H	+	1-1	- -	- 0	1-	_ -	- -	- -	+	-	#		(1)		+	_ -	- -		_ -	+-	- (	9 2	-	- -	#	-	#	#	1-	-	- -	(1) (iii)
	•	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	改造	-	- -	- -	+-	(1) ⑤	- -	$\vdash$	-	+	<del> -</del>	+	-10	1-1	_ -	- -	- -	+-	-	#		(1) (1)	(1)	+	- -	- -		- -	+	- (	2)	$\vdash$	-	+	-	H	#	+-	$\vdash$	-   -	<u>(1)</u>
	<u> </u>		廃棄物保管区域	改造		_ _			(1)				+	-	_[	-10	1-	_ _				-			(1)			_   -					_ (	2)									(	(1)

(変更内容) 新設:主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。

増設:構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。

追加:主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。

坦加:主要な設備・機器の竹高設備として新たにむ備・機器を設置すること。 更新:既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。 改造:既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。 移設:主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。 撤去:既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。

#### (凡例\*)

- (凡例\*)
  -: 当該基準に該当しないもの。
  ○: 当該基準に対して、設計変更がないもの。
  ○: 当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。
  ●: 当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わもの。
  ●: 当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。
  △: 次回以降の申請で適合性確認を行う予定のもの。([]内に示す数字は申請の予定を示す。例/[4]: 第4次申請、[5]: 第5次申請)
  ◇: 仮移設する設備・機器であり本申請で適合性確認を行う予定のもの。([]内に示す数字は申請の予定を示す。例/[4]: 第4次申請、[5]: 第5次申請
  >: 仮移設する設備・機器であり本申請で適合性確認を行わないが、次回以降の申請で適合性確認を行う予定のもの。設計内容及び適合性を確認するための施設を添2別表2-2に示す。([]内に示す数字は申請の予定を示す。例/[4]: 第4次申請、[5]: 第5次申請)
  \*) 設計変更及び工事の内容を添2別表1-2-1に示し、設計番号と設計仕様の対照表を添2別表1-2-2に示す。凡例の下の()内の番号は添2別表1-2-1に示す番号に対応している。
  本枠終内は技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。

# 添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果(設備・機器)(続き)

					区分	臨界			地盤	地震			<b>小</b> 形 野	1	不法侵入		火災等						溢水	避難通路	安全幾能		- 1	材料•構造	搬送	貯 !	警報		放 廃	/PN DA	汚染防止	遊	換気	非常用電源		通信連絡	その他計画	- きり 也 許可	
					技術基準規則		第四条第2項	第四条第3項	第五条	第六条第1項	第六条第3項	第七条	第八条第2項	八人	第一年		第十一条第1項	第十一条第2項	第十一条第3項	第十一条第4項	(十一条第   第   第	十一条第	1	+ -	+   +	第十四条第3項	1	第十五条第1項	1 4	十七条	第十八条第1項	1 + 1	第十九条		二十一条	= =	第二十三条	<u> </u>	_ +	第二十五条第1項	二十五条第	で戻りる土壌	
施設区	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	項目	単一ユニット	複数ユニット	臨界警報設備(濃縮度5%以上)	地盤	耐震重要施設	耐震重要施設	津波	人為事象	航空機落下	不法侵入 不正アクセス	5	消火及び警報設備	消火及び警報設備(安重)	不燃性及び難燃性	水素設備接地	水素滞留防止	爆発防止	溢水	安全避難通路	<b>環意条件</b>	内部飛来物	共用施設	強度及び耐食性	搬送設備	貯蔵 (崩壊熱)	警報	インターロック	施	אינו אינו אינו אינו אינו אינו אינו אינו	汚染防止		<b>基</b>			通信連絡設備	外部への通		
					設計番号		-   -   -		5.1-F1(地盤)	6.1-F1 (重要度分類)			8.17-2 (松野岛祖)		乗品後) 63-1	10.1-F3 (汚染の広がり防止)	11.1-F1 (消火穀備) 11.1-F2 (水災権知)		11.3-F1 (設備本体) 11.3-F2 (配線用漸新器)				_	11-11 (曜)	14.1-F1(環境条件) 14.2-F1(検査戦験)	-	_	_   -			18.1-F1 (エリアモニタ) 18.1-F3 (水災戦知)		19.1-F2 (エリアモニタ) 20.1-F1 (廃棄能力)	0.2-F1 (	_				-F1 (バッテ -F2 (非発機)	25.1-F1 (所內連絡)	`	99-F2 (時歲能力) 99-F3 (設備撤去)	99-F5 (国簿)
放射線管施設	里	ガンマ線エリアモニタ	検出器	移設			-   -   -	-   -	© (1) (		_	_	-   -	-	-  -	-   -	-   -	- 1 — 1	• (1) O	-	_ -	-   -		- (	① (2)			- -	-		(1) (2)		(1) (1) (5)	-	_	- -			1)		_   -		-
その他の工施設	מל	緊急設備	非常用照明	改造		_   -	-   -   -	-   -	(1) (	(2)	-		-   -		-			- -	- 0	-	- -	-   -		(1) (	① • (2)			_		-	_	-   -		-   -	_	- -	-   -		1) (1)	-	- -		-
	ŀ	緊急設備	誘導灯	改造		_   -	-   -   -	-   -	(1) (		_	_	-   -	-	-[-	-		-   -	- 0	-	- -	-   -	-	(1) (	① • (2)					- -	_   -	-   -	_   -	-	_	-   -	-   -		1) (1)		_ -	-   -   -	-
		緊急設備	避難通路	新設		- -	_ _ -	_	(1) ·	_ -	_		- -		1	- -	- -	-   -	_ -		_ -			(1) (	① • 1) (2)			_ -		_	_ -	1-1	_ -	-   -	_	_ -	- -	-			1	_   _   _	-   -
		通信連絡設備	所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	改造			-   -   -	-	© (1)		_		-	-	- -	-   -	-   -	-	- 0	-	_	-   -	-	- (	① (2)			- -	-   -	- -	_	.	- -		_	- -		-	•	(1) ( <u>5</u> )	-   -	-   -   -	
		通信連絡設備	所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	改造		_   -	-   -   -	-   -	© (1) (		_	-	-   -	-	- -	-   -	_   -	-   -	- 0	_   -	_ -	-		- (	③ 1) (2)			- -	_	_	_   _	-	-   -	-   -	_	_   -			0	⊚ (2) △ [5]	_   -	_   _   _	-   -
		通信連絡設備	所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	改造			-   -   -	-  -	© (1)	(2)	_	_		-	-[-	-   -	-   -			-	_   -		_	- (	③ 1) (2)	_	_	- -	_	_	-   -	_		-	_			-		(1) (\(\triangle\)	-   -		
		火災感知設備	自動火災報知設備 (感知器)	改造			-   -   -	-   -	© (1) (	(2)	_	_	-   -	-	-[-	-	- (1)		- 0	-	-   -		_	- (	① • 1) (2)						- (2)		_	-	_	_  -		-	- <u>⊕</u>		_[-	-   -   -	-
	<b>‡</b>	火災感知設備	自動火災報知設備 (受信機)	改造		-	-   -   -	-   - ]	(1) (	2) -			-   -	-	1-	- [ - [	- 0		- 0	-	_   -	- [ - ]		_ (	① • (2)	<u> </u>		_   -	1-[	_[	_ 0	1-	_   -	-   - ]		_   -	-   -		0 0		_ -	_   _   _	- 📗
		消火設備	消火器	増設		- -	-   -   -	-   -		_   _	-		-   -	- -	_[-	-   -	(1)	-   -	_   _	- -	_   -	-   -		- (	(2)	-	-	_ -	-	-[-	_ -	-   -	_   -	-   -	_	_   -	- -	- -		- -	_   -	_ - -	-   -
	I	消火設備	屋外消火栓	仮移設		- -	-   -   -	-   -	\$\begin{array}{c} \cdot \\ \( \begin{array}{c} \cdot \\ \( \cdot \) \end{array} \end{array}	5] _	-	_ i	<u> </u>	- -	- -	-   -		-   -	- -	- -	_   -	_	-	_ į	\$ \$\displays \text{ \text{\te}\text{\texi}\\ \text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\texi}\text{\texi}\text{\texi}\text{\text{\tex{\texi}\text{\texi}\texi{\texi{\texi{\texi{\texi{\texi{\te\		-	_ -	-	- -	_ -	-	- -	-   -	-	_   -	- -	- -	-   <del>©</del>		_ -	-   -   -	-
	-{	消火設備	屋外消火栓配管	仮移設		- -	-   -   -	-   -	[5]	<u></u>	-	- E		-	-[-	-   -	<u>-</u>	-   -	-   -		-   -	-   -	-	- E	5] [5]	-		_ -		-[	_   -		_   -	-	-	-   -	-   -	-	_   _		_   -	_   _   _	1-

- 新設:主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。
- が以上、上水水は間では一般であった。 増設:構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台教を増やすこと。 追加:主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。
- 短加・主要な改順・機器が削減改順として制たに改順・機器を改置すること。 更新: 既存の設備・機器を散去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。 改造: 既存の設備・機器又は連物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。 移設: 主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。 撤去: 既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。

- : 当該基準に該当しないもの。

- : 当該基準に対して、設計変更がないもの。
   : 当該基準に対して、設計変更がないもの。
   : 当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。
   : 当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。
   : 当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。
  △ : 次回以降の申請で適合性確認を行う予定のもの。([]内に示す数字は申請の予定を示す。例/[4]:第4次申請、[5]:第5次申請)
  ◇ : 仮移設する設備・機器であり本申請で適合性確認を行わないが、次回以降の申請で適合性確認を行う予定のもの。設計内容及び適合性を確認するための施設を添2別表2-2に示す。([]内に示す数字は申請の予定を示す。例/[4]:第4次申請、[5]:第5次申請)

### 添2別表2-1 設計内容及び適合性を確認するための施設(建物・構築物)(次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲)

条項	申請予定	設計内容	適合性を確認するための施設
第十三条	第5次	[13.1-F2(可搬型照明)]加工施設内に専用電源を備えた可搬型照明を設置する設計。	緊急設備 可搬型照明
安全避難通路			
第二十五条第2項	第5次	[25.2-F1(所外連絡)]加工施設内に外部への通信連絡設備を備える設計。	通信連絡設備所外通信連絡設備
外部への通信連絡			

添2別表1-2-2 設計番号と設計仕様の対照表(設備・機器)(続き)

項目	設計番号	設計仕様
第二十四条第2項	24.2-F1 (バッテリ)	加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、無停電電源装置又はバッテリを備える設計。
無停電電源装置	24.2-F2(非発接続)	非常用発電機に接続し、外部電源を喪失しても設備が利用可能な設計。
第二十五条第1項	25.1-F1(所内連絡)	所内の通信連絡のため、所内通信連絡設備を設置する設計。
通信連絡設備		
その他許可で求める仕様	99-F2 (貯蔵能力)	加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力を有する設計。
	99-F3 (設備撤去)	施設を撤去。
	99-F4(輸送物臨界)	輸送物で保管することにより、臨界発生を防止する設計。
	99-F5 (固縛)	ドラム缶、金属容器は耐震重要度分類第1類相当の固縛措置を講じる設計。
		輸送物は耐震重要度分類第3類相当の固縛措置を講じる設計。

本文仕様表の技術基準【非常用電源設備】欄の「非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計」の仕様は、本申請で適合性確認を受けるものである。本文仕様表の添付図欄に示す図リー4ー1-6で非常用電源系統への接続状況を確認する。

添2別表2-2 設計内容及び適合性を確認するための施設(設備・機器)(次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲)

条項	申請予定	設計内容	適合性を確認するための施設
第五条 安全機能を有する 施設の地盤	第5次	[5.1-F1(地盤)] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された建物に設置するか又は固定する設計。	消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管
第六条第1項 耐震	第5次	[6.1-F1 (重要度分類)] 耐震重要度分類第3類として固定する設計。	消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管
第八条第1項 自然災害	第5次	[8.1-F2(極低温)] 過去に記録された最低気温-7.5 ℃ (大阪管区気象台 1945 年 1 月 28 日) を踏まえ、屋外消火栓の地上露出部に断熱材を用いる設計。	消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管
第十一条第1項 消火及び警報設備	第5次	[11.1-F1(消火設備)] 消防法に基づき屋外消火栓を設置する。屋外消火栓の消火栓ポンプは、非常用電源設備で動作可能とする設計。	消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管、消火 設備 屋外消火栓の消火栓ポンプ
第十四条第1項 環境条件	第5次	[14.1-F1 (環境条件)] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。	消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管
第十四条第2項 検査試験	第5次	[14.2-F1 (検査試験)] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。	消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管
第十八条第1項 警報	第5次	[18.1-F1 (エリアモニタ)] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部 放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある線量当量 (500 $\mu$ Sv/h) に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)により 警報を発する設計。	放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)
第十九条 放射線管理施設	第5次	[19.1-F2 (エリアモニタ)] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部 放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある線量当量 (500 $\mu$ Sv/h) に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) により 警報を発する設計。	放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)
第二十四条第2項 無停電電源設備	第5次	[24.2-F2(非発接続)] 非常用電源設備に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。	消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプ
第二十五条第1項 通信連絡設備	第5次	[25.1-F1 (所内連絡)] 加工施設内に所内通信絡設備を備える設計。	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)
第二十五条第1項 通信連絡設備	第5次	[25.1-F1(所内連絡)] 加工施設内に所内通信絡設備を備える設計。	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備)

Q6-3 P454~ 「添 2 表 1 - 3 - 1 第 1 加工棟各部位が有する安全機能」について、第 1 1 条内部火災のうち、火災区域として考慮されていない屋根に求められる火災 時の安全機能について、許可された加工施設としての技術基準に基づく仕様を整 理して説明すること。

なお、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドでは、屋根を評価対象としていない。

#### A6-3

第1加工棟の火災等による損傷防止の設計が技術基準に基づく仕様の適合性について、加工事業変更許可申請書の記載と併せて、設工認申請書の技術基準規則への適合状況の説明 (p. 498 以降) に示している。

「火災による損傷の防止」の基本設計に関する加工事業変更許可申請書の記載を要約すると、以下のようになる。

- ①耐火構造又は不燃材料で造ることにより火災の発生を防止する(No5-4)。
- ②火災を早期に感知し報知する設備を有する(No5-1)。
- ③消火を行う設備を有する(No5-1)。
- ④火災による影響を軽減する機能として、建物内の耐火壁で囲まれた火災区域を設定し、隣接する他の火災区域に容易に延焼しない構造とする(No5-30)。

上記のうち、第1加工棟の屋根については、①に基づき不燃性材料で造ることが該当するが、内部火災影響評価では評価対象としていないことから「一」として整理していた。

しかしながら、第1加工棟の屋根は金属屋根(木毛セメント板下地瓦棒葺)で造る設計であること、第1加工棟内には可燃物が少なく、火災時間が0.01~0.17時間であり最大でも約10分程度であることから、屋根が焼失するようなことはなく、内部火災時においても閉じ込め機能(管理区域境界)は維持できることから、内部火災において「〇」が適切であると考える。